

平成30年第1回森町議会12月会議会議録（第1日目）

平成30年12月4日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時19分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 選挙第 1号 副議長選挙について
- 6 議席の指定
- 7 選任第 1号 議会運営委員会委員の選任について
- 8 一般質問
- 9 議案第 1号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 2号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 3号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第 4号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 13 議案第 5号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 14 議案第 6号 平成30年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 15 議案第 7号 平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 16 議案第 8号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 17 議案第 9号 平成30年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 18 議案第10号 平成30年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 19 議案第11号 平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 20 議案第12号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 21 議案第13号 平成30年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 22 議案第14号 平成30年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 23 意見書案第1号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書
- 24 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 25 意見書案第3号 認知症施策の推進を求める意見書
- 26 意見書案第4号 憲法9条「改正」断念を求める意見書

27 意見書案第5号 消費税10%への増税中止を求める意見書

28 議員の派遣について

29 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（14名）

議長	16番	野村洋君	副議長	1番	宮本秀逸君
	2番	菊地康博君		3番	加藤進君
	4番	黒田勝幸君		5番	山田誠君
	6番	檀上美緒子君		7番	河野文彦君
	8番	佐々木修君		9番	小杉久美子君
	10番	久保友子君		11番	木村俊広君
	13番	堀合哲哉君		14番	松田兼宗君

○欠席議員（1名）

12番 西村豊君

○出席説明員

町長	梶谷恵造君
副町長	木村浩二君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子君
監査委員	池田勝元君
総務課長	長瀬賢一君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	澤田勝則君
防災交通課長	小田桐克幸君
契約管理課長	山田真人君
企画振興課長	川村勝幸君
税務課長	柏渕茂君
保健福祉課長	住吉英勝君
保健福祉課参事	千葉正一君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金丸由起子君
住民生活課長	島田宏信君
子育て支援課長	濱野尚史君
環境課長	山本憲君

農 林 課 長	寺 澤 英 樹 君
農業委員会事務局長	鈴 木 修 一 君
水 産 課 長	岩 井 一 桐 君
商工労働観光課長	阿 部 泰 之 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
砂 原 支 所 長	落 合 浩 昭 君
地域振興課長	角 野 雄 平 君
町民サービス課長兼 保健対策課長	池 田 仁 志 君
教 育 長	増 川 正 志 君
学校教育課長	安 藤 仁 君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	宮 崎 弘 光 君
生涯学習課長	渡 邊 義 教 君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長	金 丸 孝 也 君
給食センター長	宮 崎 涉 君
さくらの園・園長	金 丸 義 樹 君
病 院 事 務 長	坂 田 明 仁 君
上下水道課長	水 元 良 文 君
消 防 長	東 谷 直 樹 君
消 防 署 長	松 田 光 治 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菊 池 一 夫 君
次 長 兼 議 事 係 長	村 本 政 君
次 長 兼 庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 選挙第 1 号 副議長選挙について
- 2 議席の指定
- 3 選任第 1 号 議会運営委員会委員の選任について
- 4 一般質問

開議 午前10時00分

◎三浦副議長への黙祷

○議長（野村 洋君） 10月24日ご逝去されました三浦副議長のご冥福をお祈りし、黙祷をいたしたいと思います。

ご起立をお願いいたします

黙祷。

（黙 祷）

○議長（野村 洋君） 黙祷を終わります。ご着席ください。

◎菊地監査委員表彰伝達

○議長（野村 洋君） それでは、ここで菊地監査委員に表彰状を伝達したいと思いますので、まず澤田監査書記長、ひとつ口述というか、お願いいたします。

○監査事務局書記長（澤田勝則君） このたび菊地監査委員が全国町村監査委員協議会から、町村等の監査委員として7年以上在籍した者が表彰対象となり、菊地監査委員については9年10カ月ということで表彰の対象になりましたので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） では、町長、それから菊地監査委員、前に出てください。

○町長（梶谷恵造君） 表彰状、菊地康博殿。あなたは、多年にわたり町村監査委員として職務に精励し、地方自治の振興発展に貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成30年11月1日付、全国町村監査委員協議会会長、幸田喜孝、代読。ご苦労さまです。おめでとうございます。

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

平成30年第1回森町議会12月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、12月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者を初め皆様にお願いがございます。議場におけるボイスレコーダーの持ち込みや携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるように協力願います。また、私語についても慎んでいただくとともに、議場内では議長の指示に従っていただくよう重ねてお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席6番、檀上美緒子君、議席7番、河野文彦君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日及び12日5日の2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 行政報告を行います。

9月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。

なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

今年は、全道的にも初雪が遅く、暖かで穏やかな気候が続いておりましたが、ここ数日も変わらず暖かい日が続き、冬の訪れはまだ先かなと感じているところでございます。

さてまず、10月25日に締結しました協定についてご報告いたします。平成28年8月の台風10号により風倒木被害を受けた町有林の森林整備について三菱マテリアル株式会社から協力の申し出があり、町の政策と同方向の取り組みに感謝し、締結したところです。植栽予定地は、ほっかいどう企業の森林づくりの登録森林であり、昨年のニチレイ育みの森に続き、三菱マテリアル育ちの森として北海道より認定を受けております。役場庁舎で行われた協定調印式では、渡島総合振興局の小田原局長立ち会いのもと、三菱マテリアル株式会社の安井常務と協定書を取り交わし、その後植樹予定地で記念植樹を行いました。この事業は、三菱マテリアル株式会社が事業主体となり、姫川の町有林約0.4ヘクタールに平成34年までの5年間でクリの木1,250本を植樹する計画となっております。三菱マテリアル株式会社の森林保全活動に対する取り組みに対し感謝を申し上げますとともに、この協定の締結により植樹予定地が自然を学ぶ木育の場になることを期待しております。

次に、北海道胆振東部地震により被災した町へ当町から職員を派遣したことにつきまし

てご報告いたします。被災地への職員派遣につきましては、9月27日から30日までの4日間、4名の職員を厚真町に派遣したことを以前ご報告しましたが、再度の要請がありまして、10月29日から11月2日までの5日間さらに3名の職員をむかわ町に派遣いたしました。派遣先での業務内容は、被災家屋の調査を補助し、記録などを行う罹災証明調査のほか、被災者相談窓口の受け付け業務等を担当してまいりました。今後におきましても積極的に要請に応え、被災町に対する応援協力を継続してまいります。

さて、11月18日には恒例の静岡県森町産業祭りもりもり2万人まつり&農協祭にご招待を受け、副町長、教育長、物産協会関係者とともに参加してまいりました。前日に開催していただいた歓迎会では、太田町長、村松副町長、比奈地教育長を初め、亀澤副議長、鈴木商工会会長、秋山観光協会会長のほか、関係職員の皆様とともに伝統ある祭りばやしの合奏を通じて盛んに歓談する機会をいただきました。翌日は、好天に恵まれ、祭り会場は100を超える出店があり、今年も例年どおり多くの来場者でにぎわっておったところでございます。そのような中、特設ステージにおいて友好町提携50周年記念セレモニーがとり行われ、静岡県森町からは静岡県森町出身の書家である杭迫柏樹先生の書による作品を寄贈していただき、当町からは幼児用の木製遊具を贈呈したことを披露し、目録を取り交わしました。これからも次の100年を目指しながら、さらにきずなを深め、お互いの町の文化交流を初め、人的な交流、経済の交流を変わることなく継続してまいります。

最後に、森町北海道立林業大学校誘致期成会についてご報告いたします。残念ながら本校は旭川市となりましたが、今日まで要望活動に取り組んできた結果、森町が全道7カ所に設置される地域講義拠点の一つに決定されました。また、実習フィールドとしても道南地域が承認されたところでございます。このことから、当初の目的を達成しましたので、11月22日の総会において本期成会を解散いたしました。今後の予定といたしましては、大学校の運営をサポートする組織を設置し、道南地域の拠点として中心的な役割を果たしてまいりたいと考えております。

以上、行政報告といたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 選挙第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、選挙第1号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に佐々木修君及び小杉久美子君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（野村 洋君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（野村 洋君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名でございます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議長（野村 洋君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

佐々木修君、小杉久美子君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（野村 洋君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票14票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、宮本秀逸君 7 票、黒田勝幸君 6 票、山田誠君 1 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。したがって、宮本秀逸君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（野村 洋君） ただいま副議長に当選されました宮本秀逸君が議場にいらっしゃいます。会議規則第33条第 2 項の規定により、告知をします。

副議長に当選されました宮本秀逸君から発言を求められておりますので、これを許します。一言ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（宮本秀逸君） 宮本でございます。このたびは大変ありがとうございました。もとよりさきの副議長でございました三浦副議長のような識見があるわけではございませんけれども、我が身の丈に合った活動を展開させていただきたいと、こんなふうにして

いるところでございます。皆様方のご支援いただきましたことに対しまして御礼申し上げますとともに、今後限られた期間でございますけれども、精いっぱいやらせていただきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。今日は大変ありがとうございました。

◎日程第6 議席の指定

○議長（野村 洋君） 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により議長において指定します。

森町議会の運営に関する基準第3条第3項の規定により、副議長の議席は1番となっております。したがって、1番を宮本秀逸君といたします。

議席が決まりましたので、指定の議席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時33分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 選任第1号

○議長（野村 洋君） 日程第7、選任第1号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。森町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議会運営委員の指名します。議会運営委員は檀上議員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員に選任することに決定しました。

◎日程第8 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第8、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

また、議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

初めに、1、ランデブーポイント場の環境整備について、議席4番、黒田勝幸君の質問

を行います。

○４番（黒田勝幸君） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

ランデブーポイント場の環境整備についてでございます。ランデブーポイントとは、救急医療用ヘリコプターの着陸場所のことですが、町内には25カ所が指定されております。そのうち冬期間でも使用できるランデブーポイントは、砂原中学校グラウンド、駒ヶ岳小学校グラウンド、森町消防本部横の３カ所となっております。今年度の４月から10月まで各ランデブーポイントの使用状況は22件あり、そのうち８割が森町消防本部横にあります同場所が使用されております。現在は、ドクターヘリが離発着場として利用しておりますが、森町は活火山駒ヶ岳があり、噴火や台風、地震などいろいろな災害発生時には、道の防災ヘリを初め自衛隊ヘリ、そのほかに応援隊のヘリなどが常時飛来することが予想されることから、離発着に支障の来さないように森町消防本部横にあるランデブーポイント場の環境整備をしたほうが良いと私は思っておりますが、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の質問にお答えします。

ランデブーポイントとは、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の第７条に規定されておりますいわゆるドクターヘリの着陸の場所でございます。道南圏で運航しております道南ドクターヘリのランデブーポイントは、35メートル四方の平地で、空中線等の障害物がないところが要件であり、現在森町内では25カ所指定しております。また、積雪時に適時除雪を行い、使用できる体制にあるのは、砂原中学校グラウンド、駒ヶ岳小学校グラウンド、森町消防本部横の３カ所であります。

さて、ランデブーポイントの使用状況、消防本部横が８割近いのは、市街地からの救急出動が多いことが一番の理由であります。また、スムーズに離着陸できるようアスファルト転圧を施してあることもメリットと考えております。消防本部横は、現在ランデブーポイントとして使用しておりますが、災害の発生時には議員ご理解のように北海道防災ヘリなどの利用が考慮されますので、現在の使用頻度を初め、より重量のある機種に対応に耐え得るよう施設の維持管理を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○４番（黒田勝幸君） 整備も含めまして考えていくという前向きな答弁いただいたので、本当はしなければいいのだろうけれども、ちょっとさせていただきます。

以前にも同僚議員が同じような質問をして、現在消防の横のランデブーポイント場が設置された経過があります。舗装の話出しましたが、本当の舗装でもないし、仮舗装よりももっと劣るような現状でございます。私現地見てきましたので、知っていますけれども、そしてどうしてもヘリコプターが飛来する、出入りすることによって砂ぼこりが立ちます。現在そういう状況なのです。それで、業者頼んで砂をまいて、固めるものをあれして、１回15万かかるそうですけれども、２回、１回の年もあるし、２回の年もあるのだけれども、30万予算に計上しているのです。それが現状でございます。それで、そういうこ

とのないように舗装して整備してほしいのですよというのが今回のあれなのです。そして、現場見ると、町長も行ってもらえばわかるのだけれども、穴もあいていますから、そういうようなことで今後使用していけば何らかの不都合の事案も発生することも考えられるのです。そういうようなことで、周辺に木もありますので、そういうものも伐採して、きちんと離着陸に支障のないようにしていただけないかなと思っているのです。

それと、消防庁舎の周辺は、業者が今除雪をしております。だけれども、このランデブーポイントのところは地盤が悪いために除雪車が入れないので、職員が手作業でやっているような現状でございますので、幅、長さも35メートルずつあるものなのですから、結構広いわけなのです。冬場は消防の職員も消火栓とか貯水池とかいろいろ雪かかなければならない、全町の。そういうこともありますので、できれば早期にそれをしていただきまして、そのことによって今度除雪機で除雪できるということになりますので、そういうようなことでやっていただきたいなと。

それと、あそこは併設して防災センターでございます。最近常識外のことがどんどん起きます、町長いつも言うとおりの、災害。ですから、役場庁舎とか警察署が災害で機能できなくなると、防災センターに本部を移して総合的なことをやっていかなければならないということもありますので、やはりその周辺は整備したほうがいいと思うのです。私ちょっといろいろ調べてみたら、大体あの面積を正規な舗装しても900万ぐらいなのです。約900万ぐらいなのです。だから、町も財政大変だけれども、やっぱりこれからのいろいろ災害とか有事のことを想定したならば、ぜひ優先順位を上げていただきまして取り組んでいただきたいと、こう思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

いろいろと消防本部、また消防の職員にも配慮したご意見をいただきました。大変ありがたいと思っております。それで、ヘリコプターの発着場所といたしまして常にここを必ず使う、例えば例として函病のヘリポートですとか、そういうヘリポート、本当にヘリコプター専用の場所であれば、きちんとした区画、当然そこにつながる道路も含めて整備が必要かなと、そういうふうに私ども考えております。今現在ちょっと仮の舗装の状況になっておりますけれども、これを万が一先ほども申しあげました災害などが起きた場合にはもっと使用頻度が上がるかもしれない、そしてほかの大きなヘリコプターが来るかもしれないということも考えられるのですけれども、その状況によりまして重量型のヘリコプター、双発で荷物を運搬するような、そういう大型になりますと、あそこの場所ではちょっと受け入れが不可能かなと。改めて発着場を検討しなければならないということもあります。そしてまた、発生する場所によっては、消防横が不便なそういう箇所になることも考えられますので、まず舗装についてはきちんとある程度のヘリコプターに対応できるような、そういう維持管理は、先ほどの答弁でも申しあげましたけれども、これは続けていくと。そして、今後そういういろんな災害に対応して、臨機応変なそういうランデブーポイントをこれは考えていきたい、そういうふうに思っております。

まだまだあそこの敷地もこれからどのように使うかというのは定まっておりません。それから、広がりを見せる可能性もございます。そういった場合にはあのランデブーポイントって中心にある場所なのです。そういう場合に敷地の有効活用ということを考えると、もうちょっと違う場所で整備をしたほうがはるかに黒田議員が提案できるような整備が可能かなと、そういうふうに思います。今後もそういったいろんなことを考えながら、将来無駄な投資にならないように、そのように考えながら進めてまいりたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） ランデブーポイント場の環境整備についてを終わります。

以上で議席4番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、2、地域ブランド（森町特産品）推進の取り組みについて、議席5番、山田誠君の質問を許します。

○5番（山田 誠君） 私は、1点質問いたします。

地域ブランド、森町特産品推進の取り組みについてでございます。平成28年2月策定の森町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に地域ブランド化の向上とありますが、進捗状況が全く見えておりません。地域特産品のPR等の実施を行い、地域産品の認知度向上を図るのであれば、早急に森町ブランド推進協議会等を立ち上げまして、生産、流通、販売までの一貫した官民連携の組織を立ち上げるべきではないかなと思います。関係団体、学識経験者、町民代表者、庁内プロジェクトチーム等々で協議し、ブランディング資源、今後の特産品の資源として数点の資源を選定し、森町ブランドとして推進していくべきであると思料しております。

去る平成30年11月16日付総務省の自治税務局のふるさと納税に係る返礼品の送付状況調査結果では、3割を超える返礼品を送付している団体は全国で25団体あり、北海道では森町と八雲町のみでございます。これらの発表によりましてイメージダウンは避けられない状況かと考えております。そういった状況を払拭するためにも森町特産品の資源等を早急に選定すべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員の質問にお答えします。

森町まち・ひと・しごと創生総合戦略の知名度、地域ブランド化の向上の取り組みについては、ロゴマークを用いて森町自体の知名度を上げることで地域全体のブランド力向上を図ることを目的としている政策であります。一定の要件を満たす地元企業であれば、どなたでも参加できる幅広い取り組みとなっており、年々参加事業者も増加しているところです。森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会では、行政に限らず町内のほとんどを網羅する住民代表や産官学金労の委員で構成する会議において進捗状況や今後の課題などについて報告をしております。会議の中で各委員より助言や提言をいただき、施策を取り進め、意見内容等については町ホームページで発信しております。近年では、新函館農業協同組合などにも取り組みに加わっていただいております、首都圏などに出荷する段

ボールなどにも印刷されるなど、着々と取り組みが進んでいるものと認識しております。

特産品推進の取り組みにつきましては、地元の事業者が研究や努力を重ね、開発した商品などを道内外へ販売やPRする場合などに対し、町としても可能な支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○5番（山田 誠君） ロゴマーク等々をつけて、誰でも参加できるということですが、今森町の特産品は平成30年の8月20日付で25種類、こうなっているわけです。これは、企画で指定しているのではないかなと思うのですが、私自身これらにかかわるもので数点しか把握していないし、知っておりません。私が悪いのかどうかわかりませんが。そうした中で、こういうものについては、町民が全部把握できるようなことをしていかなければいけないのではないかなと。当然町長はご存じだと思います。全品把握していますでしょう。森町の特産品は25種類あります。売れるということは、経済的に効果が大でありますので、森町の知名度アップが図られますし、雇用の確保、または1次産業等々の推進によりまして2次産業、3次産業の発展が可能となりまして、森町全体の財政力が増大し、潤って、景気がよくなるということは言うまでもないと私は思っております。このようなことを視野に入れまして、先ほど申し上げました森町ブランド推進協を設定して、特産品の選定を推進していく考えはあるかどうか再度お聞きいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

町としてどこの町もいろんな特産品を開発し、そして販売し、町のPRや経済効果につないでいこうということで大変努力されております。森町もそういう点では先進地域の一つに入ります。駅弁いかめしということでは、全国駅弁大会では常に上位、第2回を除き連続して1位を続けております。こういう点では、次に続く特産品の開発というのを皆さん一生懸命頑張っているわけでございます。そういう中で、そこに町が中心となって、そういう組織を立ち上げて次のブランドを考えていく。悪くない考えだとは思いますが、大体自治体は先頭を切ってやるそういった取り組みに対しては、ほとんど成功していない例が多く、民間のいろんな知恵とアイデア、そして加工技術、そういったものがある、そしてそれを開発する、販売する、PRする、そういう支援策を自治体が活用して、それからいろんな予算を国や道、それから民間団体にもあります。そういうものを活用して押し上げていくと、これが私は基本ではないかなと、先ほどの答弁とは重複いたしますけれども。

そういう点でもう一つお話をさせていただきますと、昨年度のふるさと納税、先ほど最初の質問にもございましたけれども、昨年度のふるさと納税で全道2位にまで、皆さん企業の努力です。よって、町の応援基金がそれだけ集まりました。これについては、本当に私は企業関係の皆さんが努力されているなと感心いたします。そのふるさと納税の対応商品というのは500点前後ございます。だから、先ほど25点というお話ございましたけれども、

まだまだ登録されていないだけで皆さん大変素晴らしいアイデアを持ちながら取り組まれているということがまずあるかなと、そのように思います。そういう点で発掘して歩くのも私も努力はいたしますし、販売に対していろんなつながり、国内だけではなく海外に販売したいときにはそういう道筋も町で持っていますから、それについては以前同僚議員のご質問にもお答えいたしましたけれども、全ての経済界の組織に伝達してございます。活用するかどうかは、皆さん方の取り組んでいる戦略とマッチするかどうかかなと、その点考えられることですが、何せ我が町にはいろんなたくさんの基本的な原料がありますので、その原料をとにかく有効に活用して、今後第2、第3の日本に誇る、世界に誇る商品につながっていただければなと、そのように思っております。

改めて官民連携の組織立ち上げることも大事ですが、その前段でまず企業、それから個人会社、たくさんの会社が取り組まれているその辺を常にアンテナを張って見ながら、その辺を集約しながら、そういった先に進む方向性につなげていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（山田 誠君） 最初の質問から見れば多少前向きかなという感じですが、町長、地域のブランドの推進の取り組みにももう少し前向きになっていただきたいというふうに思っています。プロモーションの推進ですが、これに積極的にいかないと私はだめだと思うのです。販売促進、宣伝資料、例えば東京の浅草の商業施設あります、まるごとにつぼんという。あそこで物産展から観光から宣伝から大型パネル、スライド等々の展示を行っているわけです。特産品となるものについての試食だとか試飲だとかそういうのもやっていると。さっき町長は、企業のほうに補助とか助成とかという話しましたが、やっぱりこういうところに行く方については、大いに後押ししていただきたいなと。ここの3階におすすめふるさと、市町村展示販売スペースがありますので、そういうことも活用させて、大いにさっき町長言ったように日本に通ずる、世界に通ずる特産品、森町のものを見出していきたいなと、私はこう思っているのです。

もう一つ、有楽町に北海道どさんこプラザございます。町長もいつも東京に行っているからわかっていると思いますが、それらの利用活動をしていない手はないと思うのです。あれだけ売っているわけですから。人目の多いところ、やっぱり発信は東京ですから、そこら辺から発信したものが売れないものはだめなのだ。これは森町だと、売れるというものをつくっていかないと、さっき町長1点いかめしどうのこうのと言ったけれども、あれは部分的なもので、そんなにどうこうではない。できれば地域ブランドの推進専門の、ここちょっと、町長、大事なのですが、地域ブランドの推進の専門、地域おこしの協力隊、これ先般視察に行った岩国市でも採用しているのです。確保して、強力的に森町ブランド対応を推進すべきだと、私はそう思っているのです。一職員、担当がやれといったってなかなか難しいものです、平常の日常業務もあるし。そうでなくて専門的にいく、そういうも

のを町長も全国津々浦々歩いているから顔も広いですから、ぜひこういうすばらしい地域おこし協力隊の専門的なものを雇用して、森町の知名度もアップすれば全体の景気浮揚にもなるわけだから、その辺を十分心得てやっていただきたいなと思っています。先ほど言ったように企業だとかそういう方々も一生懸命頑張っています。それもわかっています。わかっているけれども、一部分の品物しか売れていない。北海道で2位とりましたけれども、今年は40億等々いきますけれども、やっぱりもう少しそういうふうなものを全体的に底辺の広がるようなものをやっていただければなと、私はそう思っているのですけれども、いかがでしょう。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

山田議員と思いは同じ方向を向いておりますので、その辺はご理解いただきたいと、そのように思います。

そして、ただいまいろいろな都内のどさんこプラザを初めアンテナショップ、各市町でもたくさん直接アンテナショップを築いているのが現状です。そういったことも必要な部分もあるかなと、そのように思っておりますし、またシンガポールにも北海道どさんこプラザがございます。そこにも間もなく町内の商品が送られます。これは、今までどこの町でもやったことないという商品が出てまいりましたので、そういった目についたものはあくまでもやっぱりアイデアです。そういうアイデアどこかにあれば、うちの職員も私もいろんなところを見ながら、こういったものはどうだろうと。それを応用することが一応大事であって、今現在森町の商品は非常に海外にも安定して輸出されております。大口はあるのです。小口と言ったら申しわけないですけども、後に続く企業の後押しとして、そういういろんな商品が実際売れるかどうか、そういったものは一応心配なのです。そこについて先ほどの組織を立ち上げて専門的にやるのも、それも一つの方法かもしれません。しかし、立ち上げなくてもいろんな組織の中で応用できる組織もございます。中には町も参加しておりますけれども、立ち上げのときから参加しておりますけれども、北海道輸出振興機構、これについては国内では売れない商品をどこか売れるところがないかと。世界中でどこかの国で欲しいところがないかというのを探してくれる、そういう内容もこの機構の中には含まれています。ただ輸出するだけではないのです。そういったノウハウは、我々の想像を超えたものがございますので、そういうものを常に活用しながら、それから成功例、時には失敗例もあります。失敗することもしっかりと伝えながら、ぜひうちの企業の中で、町内の中で第2、第3のそういう特産品、世界ブランドになるものを育てていきたいと、そういうふうに思っております。

今地域おこし協力隊についてもまだ募集して、そろそろヒットするかなと、そういう段階に来ております。後ほど詳細もし皆さんにお伝えできるようになればいいかなと、そういうふうに思っておりますし、また町で観光大使を任命してございます方々も世界中を飛び回りながら、森町の宣伝をしていただいております。町のイメージが上がることで町の商品が売れるということは、南のほうでくまモンのイメージアップによってほとんどの商

品が売れるという、そういうことにもつながりますから、私たちいろんな点で今後も取り組みながら進めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

(何事か言う者あり)

○町長（梶谷恵造君） 専門の組織、それからそういうものも必要な場面も出てくるかもしれませんが、現状では今あるたくさんの組織を活用しながら進めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

(何事か言う者あり)

○町長（梶谷恵造君） 再三済みません。その専門の部分、PRする部分については、これから立ち上げようとしているまちおこし協力隊、そこにやらせようと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 地域ブランド（森町特産品）推進の取り組みについてを終わります。

以上で議席5番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、3、平成28年発生 of 台風10号による農水産業被害の原状回復状況について、議席3番、加藤進君の質問を行います。

○3番（加藤 進君） 通告に従いまして、平成28年発生 of 台風10号による農水産業被害の原状回復状況について町長へお尋ねをいたします。

平成28年8月19日、小笠原諸島八丈島付近で発生した台風10号は、進路を迷走し、渡島半島に上陸をして、8月30日から同31日にかけて森町を通過した際には、農水産業に甚大な被害をもたらしました。長時間にわたる停電など、町民も多大なる被害をこうむりました。被害内容については、漁業被害は総額で約11億円、農林畜産業等が約2億8,000万円、住宅、土木被害等もあり、森町全体の総被害額は当時の概算で約14億円を超える被害額であるとの報告を受けておりました。あの忌まわしい台風から2年以上が経過し、被害を受けた水産業、農畜産業や土木等被害の原状回復は、どの程度までなっているのでしょうか。さらに、この10号台風は、風台風とも言われ、暴風による一般住宅や倉庫などの被害、風倒木での交通障害や鉄道の運休等々が発生をいたしました。その中でも森町全体での暴風による倒木は、国有地、町有地、民有地、合わせて274ヘクタールと非常に広範囲に及んでおり、林業にも大きな打撃を受けております。

そこで、以前私が一般質問の中で町有地の風倒木について今後跡地に植林を行うかお聞きしたところ、植林を施して回復させたい旨の発言がありましたので、その後の現況についてもお尋ねいたします。

○町長（梶谷恵造君） 加藤議員の質問にお答えします。

平成28年8月発生 of 台風10号は、暴風域を伴ったまま本道に上陸し、大雨や強風の影響

により本町においても長時間にわたる停電のほか、道路、河川、港湾などへの被害、ホタテ養殖施設を中心とする漁業被害、苗の倒伏などによる農業被害、また森林では大規模な風倒木被害を受けました。被災を受けた施設の復旧につきましては、町内関係機関を初め国や北海道などの協力を受けながら、原状回復に努めてきたところです。

分類別に申し上げますと、水産関係では国の激甚災害の指定を受けたホタテ養殖施設を初め港湾、漁港施設など、建設関係では道路、河川、公共建物などを、さらに農林関係では農地、農業用施設などを28年度に復旧したところであります。被災したビニールハウスや倉庫、豚舎などにつきましては、罹災証明を発行するなど協力したところです。

さて、質問の森林被害につきましては、一部の町有保安林を省き、国有林、町有林、民有林の風倒木処理は本年終了しております。また、町有林における倒木跡地の植栽状況につきましては、分収造林地尾白内団地44ヘクタールにトドマツを植栽し、駒ヶ岳地区には木炭振興に配慮し、ミズナラ14ヘクタールを植栽したところです。

その他の対応としましては、町内2地区の倒木跡地を活用し、北海道が推奨しますほっかいどう企業の森林づくり事業の協定森林として登録を行い、昨年度から株式会社ニチレイフーズがソメイヨシノを植栽しており、本年度からは行政報告でもお伝えしたように三菱マテリアル株式会社がクリの木を植栽するなどご協力をいただき、復旧に努めているところです。今後は、駒ヶ岳地区を中心とする残り約90ヘクタールの倒木跡地について国や北海道の補助制度を活用しながら、計画的な森林の復旧に努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○3番（加藤 進君） 先ほど町長の行政報告の中にありましたけれども、町内の大手の企業が森づくりに大変協力しているのだと。これは本当にいいことだと思います。町内にはまだ違う大手企業がございますので、その企業からも今後協力をいただいてやってもらいたいなというふうには思っております。やっぱり森の山がどうも調子が悪くなると、海のほうで本当に調子悪くなると。山が風邪引けば海がすぐ風邪をもらうというような切っても切れない縁にあるので、強力に植林だとかそういうようなものを進めてもらいたいというふうに思っております。

それで、今年の5月25日に参議院で可決したのですけれども、森林経営管理法が成立しました。これは、民有地がやる気のない人については町が接収して、森林でも何でも植林でもできるのだよという法律なのです。森町には個人の民有地も結構ございますので、山の状況を見ながら、そういうようなことに関しても強力に進めてもらいたいなというふうに思っております。

また、よその町では実際にやっていますけれども、植林に対する協力、ボランティアの方々を募って、町民、農協、漁協、また学生なんかに本当にボランティア活動で植林をしていただければ早急に山が回復していくのかなというふうに思っておりますので、台風の被害は今報告受けましたとおり推進していると。本当にやっていただいているということ

では感謝はしますが、今後気を抜くことなく強力に推進していただきたいというふうに思っておりますので、その点についてももう一度町長の答弁をいただきたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

本当に我が町、海と山の関係というのは非常に深い関係にあると思っております。そして、植林につきましては海への関与、要するに養分の補給ということについても非常に深いかわりがあるというのは証明されてございますので、今後関係組織などの協力もいただきながら、残っている山の改修、もしくは植林には取り組んでいきたい、そういうふうに思っております。

また、先ほども申し上げましたニチレイフーズの桜の植樹につきましては、10年間これは続く、そういう取り組みでございます。また、三菱マテリアルにつきましても250本という大がかりな本数を植えるために、これもやっぱり数年かかって植栽してくれると。そしてまた、来年度からは今度は持ち主のいない山があります。手入れされていない山。そういう山について今までは手入れることができなかったということがございまして、これにつきましては、今持ち主が不在の住宅について取り組んでいる町の政策の延長上として、今度森林についてもその辺を改定というか、手を加えることができるような状況が今後考えられます。それについて森林環境税、来年度から各自治体に配付されますその森林環境税も適用できるということになってございますので、これは新年度のお話になってくると思いますが、担当課が今それについては新年度の取り組みもしていくと、そういうふうに考えているところでございます。

失礼いたしました。クリの木については1,250本です。1が抜けていました。1,000本足りません。失礼いたしました。それだけ山についていろんな企業も考えていただいておりますし、私たちも海も山も関連があるということで、いろいろと町としてもこれについては取り組んでいきたいと、そのように思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 平成28年発生の台風10号による農水産業被害の原状回復状況についてを終わります。

以上で議席3番、加藤進君の質問は終わりました。

次に、4、災害時の停電対策と災害情報発信について、行政執行の責任について、小学校の統廃合について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

最初に、災害時の停電対策と災害情報発信についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

1つ目として、災害時の停電対策と災害情報発信についてということで質問させていただきます。9月6日午前3時7分、北海道では初の震度7という予期しない胆振東部地震が発生し、道内全域約295万戸で停電するというブラックアウトが起きました。長時間の停電は、平成28年の台風10号の影響での8月31日のときに引き続いてのものでした。森町の

震度は4で直接的な地震の被害はほぼなかったものの、全道的な物流拠点地域の被害の発生と停電の影響から、日常生活にかかわる物流の停滞の影響から生活物資の不足からの混乱が起きました。7日夜から一部の地域で停電が復旧したものの、復旧までには3日以上を要した地域もあった模様であります。

このたびのような全道的で長時間にわたる停電は初めてのことであり、大多数の町民が主な情報源であるテレビなどからの災害情報の入手が困難な状態で、大きな不安感を持ったものと考えられます。一方、森町ではさまざまな防災情報が防災行政無線、ホームページやSNS等によって町民に伝達されたものと思います。そこで、森町の災害時の停電対策と災害情報発信の現状、このたびのブラックアウトのときの対応状況と反省点や問題点、さらに今後の対応などの改善点についてお聞きしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 質問にお答えします。

本年9月6日に発生しました北海道胆振東部地震では、厚真町で震度7の揺れを観測、震源近くの苫東厚真発電所が緊急停止することにより電力の需給バランスが大きく崩れ、ほかの発電所も運転停止を余儀なくされる事態となりました。その結果、道内全域で停電、いわゆるブラックアウト状態となったものです。

さて、災害時の停電対策ですが、電力の復旧については北海道電力株式会社による復旧作業に委ねるほかはなく、その進捗状況、復旧の時期についても同じく北電からの情報に頼るほかはないのが実情です。当町の停電につきましては、9月7日21時15分に全域で復旧しましたが、それまでの対応として防災行政無線やホームページなどにより停電に関する情報はもちろん、一部地域での給水情報や学校施設等の臨時休業、ごみ収集に関する事などについて住民の皆様へ各種情報を伝達してまいりました。

停電時の対応につきましては、状況にもよりますが、災害によるもの、そうでないものを問わず、基本として復旧までは各家庭において対応願いたいと考えております。懐中電灯やラジオの備え、あわせて予備電池も準備しておくなどの対応、また家庭用医療機器等をお使いの方は必要な予備バッテリーを備えることも重要です。町としましては、今後も災害時において住民の皆様が必要とする情報を速やかにお伝えできるよう努めるとともに、広報もりまちなどを活用し、平常時からの災害に対する備えについて啓発活動に取り組みながら、災害に強いまちづくりの推進に努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 非常に短い答弁で、本当の概略だけしか答えていただけなかったので、もっと具体的などころで質問させていただきたいと思います。

まず、ブラックアウトというのは、この後に河野議員のほうからもブラックアウトについては質問が出ていますので、特に私のほうとしては災害情報の発信についてということで中心にした形で質問を続けさせていただきますけれども、今回どのような対応をしたのかというのは全く答えの中に出ていないので、あれなのですが、まずどのような対応をし

たかということに関しては、私の知る限りではホームページ、SNS、特にツイッターとラインを使った形で情報提供されています。その中で、結構いろんなそれについて担当者のほうからどのような状況であったかというのがまとめられて、報告書という形で出されているとは思いますが、それについてはある程度森町ではやられてきた、初めて。初めてというよりも、新聞の記事でも、北海道新聞の記事ですけども、函館の個人で運営している函館災害情報というところのツイッターがあります。その中では結構情報が流されていて、私自身もそれは日ごろから注意して見ていたところなのですが、それが結構活躍したと。それとあわせて森町だけラインなども含めてSNSをフル活用したという形で新聞報道もされていて、森町に関してはその部分は進んでいるのだと改めて実感しているわけです。ただ、実際に運用上いろんな問題が発生して出てきているはずなのです。だから、それを今後どうするのかという問題のほうの捉え方をして考えていかなければならないのではないかと思います。

それです、1つ目は、今後の行政が発信する必要な情報って一体どういうことで、町民が求める情報というのはどういうものかというふうに考えているのかなのです。今回日常生活上の問題がいろんな話になっていて、水道が断水するとかという話、デマに近い話とかが出たりもしている部分もあるのですが、その部分の対処についての話とか今後どうするのかということを考えた場合に、多分それを規定しているところの規則というのがあはずなのです。森町公式ホームページ等管理運営要綱というのがあるのですが、多分これを準用した形でSNSについても当てはめて運用しているのかなと思います。ただ、この場合はあくまでもホームページの管理状況で、この統括管理者というのは総務課長に当てられていまして、むしろ情報を発信する、町の情報を発信するというよりも、情報の発信の規制管理が主眼に置かれている要綱だと私は思っています。それで、今後これを準用するのか、あるいは変えていくのか。さらに、SNSを対象とした要綱を新たにつくるということを考えるべきだと私は思いますけれども、その辺どうするのかというのをまず1点目としたいと思います。

それと、森町の情報化推進計画というのが今年の5月に出ています。それにおいては、災害時における業務継続性の確保のみで、災害情報の収集、発信は書かれていないわけです。今回のときはそういうようなことって初めてのことでですから、災害のことを想定した形では考えていないわけです。だから、これについてもその辺を含めて災害情報の発信に関しては見直すべきではないかと思いますけれども、いかがかということです。

それと、もう一点、平成26年11月に作成されてあります森町地域防災計画というのがあります。これは随時見直しをかけているものであるのですが、この中で情報に関する項目が幾つかありまして、まずは災害情報収集伝達計画というのがあります、その項目の中に。それと、災害情報通信計画、そして災害広報計画というのが項目として書かれています。この部分を読みますと、やっぱり今回のブラックアウトで相当見直しをかけなければならない部分が出てくるのではないかなと私は思っていますので、具体的には今後担当課

のほうで見ていく形になろうかと思いますが、その辺をどういうふうに今回のブラックアウトで考えているのか。

そして、この中で書かれていることの中でちょっと気になる点は何点かあったので、確認してみたいと思うのですが、この中で災害の発見者の通報義務というのがあるのです。だから、それについての部分の話をするというか、町民が災害を発見した場合は通報をする義務があるのだと書いているわけです。遅滞なく警察署もしくは町長等を含めて通報しなければならないと書いているのだけれども、この点に関しては町民の方はほとんどわかっていないのではないかと思います。というよりも、災害情報は万が一のときにいろんな災害がある場合は情報収集というのが非常に大事なことになるわけですから、その部分はこの地域防災計画にも書いているのですが、それがどうも徹底されていないのではないかとこのように思います。その辺どう考えるのかということと、さらに……

○議長（野村 洋君） 松田議員、なるべく要約してください。

○14番（松田兼宗君） それと、もう一点気になるところあるのです。災害情報などの収集及び連絡というところで、町長は地区別情報連絡責任者を定めると書いているのです。誰のことを言っているのかというと、消防団の分団長を指しているわけです。だけれども、ある分団長に聞いたら、そういうことは知らされていないとか、わかっていないと言われたので、その辺が今後徹底することによっていろんな情報発信とか情報収集に役立っていくのだというふうに私は思いますので、その辺の話を質問したいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

災害情報発信、情報発信を中心にいろいろと松田議員からご心配の点をご質問いただきました。たくさんあったのですが、私まず最初に言いたいのは、第一に電気つくっているところが電気をつくれなくなったり、送電できなくなると、大体ここがまず第一の問題点です。皆さんもご存じのように、今改めて9月6日のブラックアウトの検証をたくさん専門的に検証しております。まずは停電がないこと、これが第一であって、停電が起きた場合にはその対処を我々も考えておくと。一番不安なのは、最初のご質問にもありましたように一体どうなっているのだと、どうすればいいのだと、その辺を伝達するのが町の責任ではないかなと。そういうことから、今現在戸別受信機を通じながら、かなりの情報を発信させていただいたのは皆さんもご存じのとおりだと、そのように思っております。発信し過ぎて電池が切れてしまったというところがたくさんありまして、これも今回反省点と申しますか、各家庭、それから会館を管理する方々のふだんから心得なければならないそ

という点かなと、そのように思っております。

いろいろと再質問ではご質問いただきましたけれども、そういった対応するに当たって条例上問題がある、それから規則上ここは改善しなければならない、こういった点というのは、今後当然その対策として担当課が改善していく点だと、そのように思っております。皆さん方からも逆に細かい部分についてもこういうふうにしたほうがいいのではないかなと、そういう提案があればぜひご提言いただければありがたいと、そのように思っております。今後も災害に強いまちづくり進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々ありますか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） では、もう一度確認してください。

○14番（松田兼宗君） 全体的な質問に対して全然答えてもらっていないので、担当課の課長に答えてもらったほうが正解なのかなとは思ったりもしますが、それはまずお願いしたいなと思いますけれども、確認は先ほど言いましたように1点目、SNSの管理についての規定というのがないのです。その認識でいいですね。とすれば、多分先ほども言いましたようにホームページ等の管理運営要綱で当てはめてやっているのでしょうかということなのです。そのまず確認と、さらにそれが不要であれば、もし別にあるのだとすればそれを言うてほしいということと、もし今後見直しをかけるとすれば、これを見直しをかけないと森町のSNSを活用した情報発信は進んでいかないとは思います。というのはなぜかという、発進する前のいろんな調整が必要なのです、ホームページとか。うその情報流せませんから。というのも実際に災害とか起きた場合に、建設課なり、消防とかってみんな現場に出払うはずなのです。とすれば、その情報をどうやって集約して、それを発信するかといったら、一々総務課長の決裁もらってやるのですかという話なのです。だから、見直しをかけなければならない。それどころではないのです。緊急を要するわけです。それでなくても最初の函館市のこの道新の記事見れば、3時間かかっているのです、公式な函館の情報発信するまで。そういうようなことではまずいでしょうという話なのです。だから、それを見直すのかどうなのか。だから、その辺については、担当課のほうから直接話を聞いて、現場サイドでどう動くのだという話になろうかと思しますので、その辺はまずどうなのかということ、ホームページの運営要綱について。そして、もう一つは、情報化推進計画ですか、これも見直さなければならないのではないかと、それはどうですかという話なのです、2点目は。

さらに、先ほど町長の答弁であったようにかなり情報を流しているという認識を持っているわけですね。だけれども、私の感覚とすれば防災行政無線というのは流していないというふうに思っています。だから、町民が求めている情報と行政が伝えようとしている情報の部分がギャップがあるのだと私は思うわけです。だから、その辺の話を、町民が求めている情報等を洗い直さないと、今後いろんな障害が出てくるでしょうと。さらに、防

災計画があるわけですから、それもかなりの部分を見直さなければならない部分が出てくるのだと思います。これを今直接どうのこうのという話にはならないと思いますので、ただ2点だけ最後に言いましたよね、再質問の中で。地区別連絡責任者というのは本当に分団長なのですかということ、それと町民が情報を提供すること、さらにそういう義務があるのだということを告知していないですよ。そういうことってどういうこと出てくるかということ、例えば熊の出没情報にしても本当はそういう情報が集まれば、どこに集中して出没しているかという情報があるわけです。ほとんどの見た人はしていない人のほうが圧倒的に多いはず。そういうのを義務があるとかというのがあれば、どんどん町に集まってくるわけです。だから、そういうふうなことも考えながら、今後見直していかなければならないのではないですかという話なのです。

以上です。

○議長（野村 洋君） そしたら、先に担当課長。

（「議長、休憩してまとめさせたほうがいい」の声あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時42分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

まず、松田議員の再々質問の内容についてですけれども、停電した場合にいろんな機器が使えない、家庭用のパソコンも使えない状況もあるかと思います。アクセスできる方100%かということでもございませんし、いろんな状況が考えられます。しかし、その中でもアクセスできる環境をお持ちの方々に対するいろんな考えが必要かと、そのように思いますので、部分につきまして担当課のほうより答弁させます。

私からは以上です。

○防災交通課長（小田桐克幸君） お答えいたします。

地域防災計画に定められておりますが、住民の皆様の何か発見した場合には通報をするというような規定でございますけれども、実際に大雨のときなど川の氾濫でありますとか、風が強かったときには倒木、こういった通報、連絡が寄せられているところでございます。また、平常時においても駒ヶ岳、ちょっと砂ぼこりが立ったような状況でもこういうのがあるよということをお知らせいただいているところでございます。ただ、こういった情報パンフレット等には書いてあるのですが、広く周知というふうな形にはなっていない部分もありますので、今後検討していきたいというふうに思っております。

情報連絡員の関係であります、この件については消防団長のほうに連絡をしております、分団長のほうから分団員にそれぞれ連絡が行っているということでございます。

以上です。

○総務課長（長瀬賢一君） SNSの関係でございますけれども、今回ラインを活用しまして必要な情報を都度町民の皆様、それからラインですので、全世界に向けてということになりますけれども、それに向けて発信をしたところです。今後そういうことで必要な規定の整備等が生じた場合には、都度対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） それでは、災害時の停電対策と災害情報発信についてを終わります。

昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時４５分

再開 午後 １時００分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、行政執行の責任についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、質問させていただきます。

行政執行の責任についてということで、上台地区活性化支援センターと森町福祉センターの利用を不許可としたことから行政不服審査請求と函館地裁に提訴されたのを受け、町は弁護士に対する訴訟事務委託料などを追加した一般会計補正予算を提出しましたが、賛成少数で否決され、一転不許可としたことの誤りを認め、センターの利用を認めました。町の施設の利用を不許可とした一連の行政の対応は、新聞紙上をにぎわせ、森町全体の名誉を傷つけ、町民に迷惑をかけ、町民の町政に対する信頼を損ねたと考えられます。また、みずから誤りを認めたということは、行政執行上の責任を問うべきだと考えます。さらに、いまだに今回の一連の問題の経緯等についての説明がなされておらず、今後の行政の対応の方向性が示されておりませんので、所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 質問についてですが、この案件につきましては議会で出された結論をもとに双方とも理解し、行政不服審査請求、訴訟は取り下げとなっております。議会の意向に沿った形で相手方と解決に至った経緯から、全て解決済みであると認識しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） 聞いているのは、解決済みがどうのこうのという話ではなくて、経緯がどうだったのですかという説明がなされていないから質問しているのです。だから、それを解決済みだから、今の答えからするともう説明の必要はないのだというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。さらに、そもそも今回の要するに会館を貸さなかったことというのは非違避行為であると、要するに違法であったということを認めたということだ

と私は理解しているのですが、そうではなかったということなのですか。

だから、再度お聞きしますけれども、経緯については一切ないですよ。一連の新聞報道の部分しかなされてはいないわけです。そして、10月25日付で公の施設不許可処分取り消し請求事件の取り下げについてということで総務課長の名前で全て終了したという形での報告があるのみで、その経緯については我々議員も含め、町民にこの流れのどういう経緯であったとかという一連の説明がないわけです。全協において1度議会側からの要請でその説明を求めたときにも質疑は一切ない、ただ一通りだけの話しかないわけです。だから、それに対しての説明をしないということはどういうことなのだろう。町民あるいは議会を無視しているということになってしまうのかなと思ったりもするわけですが、さらに非違行為があったとすれば、当然その担当者の責任の問題も出てくるのだというふうには思うわけです。さらに、最高責任者である、さらに任命権者である町長が間違いを犯したということについて認めたというふうに私は理解しているものですから、とすれば何らかの町民なりに謝罪なり、本人に対しても当然そういう問題もあってしかるべきだと思いますけれども、その辺がなされたのかどうかをお聞きしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問に対する答えになりますけれども、先ほどと同様の答えになります。これは、あくまでも森町議会の判断に沿って対応したものでございますので、解決済みであると、そのように認識しております。

以上です。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時40分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、松田議員、再々質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 休憩が入ったものでちょっとあれなのですが、答えをいただけないということですよ、要するに。それについて今後の問題がいろいろ発生するのかなという気はしているのです。というのは、当然議会が否決されたからというわけですから、議会との今後の関係が微妙に変化してくるというのも出てくるのかなと思ったり、あるいは町側の説明責任の問題が発生するわけです、行政の執行に対しての。だから、それについては一切ないという話になってくると、説明責任がどうのこうのといろんな場所で言っているわけです。全く通用しなくなるのかなと思いますので、その辺は今後のあり方として考えていただきたいと。

さらに、町長みずからがやっているわけではなくて、担当職員を通してやっている部分があるのだと思います。とすれば、今後職員の懲戒処分の問題とかいろんな問題が発生す

る可能性があるわけです、瑕疵を認めたということは。だから、そういうことも踏まえると、職員とも今後うまくいかなくなってくのではないのという気はするわけです。さらに、今後のあり方としては、職員との関係が悪化してくるとなると、今までいろんな評価されるような事業をたくさんやっているわけです。だから、それが全部この問題で帳消しになってしまう。非常に私としては残念なことなのではないかなと思います。単なる会館を貸すか、貸さないかの問題ではないということで終わってしまう。だから、その辺を危惧するところでありますので、再度先ほど答えていただけなかった一連の事件の経緯とか、なぜ不許可を結局許可したのかということ再度最後に聞きまして終わらせていただきます。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

今後このようなことがないように対応してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 行政執行の責任についてを終わります。

次に、小学校の統廃合についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、最後の3問目の小学校の統廃合についてということで質問させていただきます。

現在森町の小学校は、駒ヶ岳、濁川、鷲ノ木、尾白内、森、さわらの6小学校で、平成29年5月1日現在の数字ですけれども、児童数はそれぞれ16人、12人、85人、52人、358人、そして162人であります。ほかに石倉小学校が平成29年3月、石谷、姫川小学校が平成15年3月、赤井川小学校が平成23年3月に休校、廃校になっており、休校時の児童数はそれぞれ8人、3人、3人、8人でありました。

少子高齢化と出生数の減少は、森町の平成25年から29年までの児童数が881人から685人へと196人減少、パーセントにしますと22.2%減っているのを見れば明らかであることはよくわかります。学校の小規模化が進めば、集団活動もままならず、切磋琢磨して学ぶ学校の機能は失われかねないなど、小規模な学校では教育の場としてさまざまな支障が生じ、人間関係が狭まり、多様な意見に触れる機会が少なくなり、運動会などの行事の教育効果も下がるなどと指摘されています。また、学級数が減れば教員数も減少し、子供たちを多面的に教える指導も難しくなるなどとも指摘されています。

文部科学省は、統廃合に関する基準を1学年1学級以下になった場合をめぐりに統廃合を含めた検討を自治体に求めています。森町で検討対象、あるいは学校の規模が適正でないと思われる学校があると認識しているのでしょうか。また、今後休校や統廃合する場合の基準や手順、考え方をお伺いいたします。

○教育長（増川正志君） お答えします。

1点目の学校規模の適正についてですが、学校教育法施行規則第41条において小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とすると定められており、森町において標準規模を

下回っている小学校があることは認識しております。同条後段において、ただし地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りでないと示されていることから、弾力的に小学校を運用しているところです。

2点目についてですが、森町の小規模校においては、小規模のメリットを最大限に生かした教育を展開し、地域とともにある学校づくりを進めていることから、現在休校や統廃合についての考え方はありません。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） 現在のところ休校や統廃合をする場合というのはないという話なのですが、小規模校に教育的な効果がないかといったら、ある部分もありますし、それは当然皆さんが認めないわけではないところでもあります。それなりの学校教育をやっているものだというふうに私も認識しているところでもあります。

ただし、最初に指摘しましたように人数が過去森町において廃校なり、休校になっているのを見ると1桁になった時点でやられているわけです。この数字というのは、今何校か指摘されているわけですが、人数がいずれ近い将来なるのは目に見えているのかなと。とすれば、当然統廃合、休校というのは考えなければならないし、石倉小学校みたく地元からそういう統廃合をしてくれという要望が出てくるということもあり得るわけです。とすれば、町としてはどういう方針で今後それに向かっていくのか。ただそういう声が上がってくるのを待っているだけなのか。本当に小規模校の教育効果的な部分で認めてあるとすれば、それを今後維持するための方策なり、考え方をやっているのかどうかを聞きたい。

さらに、統廃合する場合の学校のあり方とかというのは誰が責任を持って進めていくのか。地元なのですか、PTAなのですか、それとも教育委員会なのですか。どうもその辺が万が一統廃合する場合の責任が、どういう方向で今後その学校を持っていくのかという方向性があるようでないのかなと思っています。例えば維持をしようとする場合、小規模校としてやっていこうという場合いろんな学校としての機能を、当然生徒数を増やすことを考えなければならないはずなのです。とすれば、そのための作業というのは学校長がやるのですか、教育委員会ですか、地域の人なのですかという、どうもちよとよくわからないのですけれども、その辺どうお考えになっているのかということをお伺いしたいと思います。

それと、平成28年2月に公共施設等総合管理計画というのができています。その中で学校教育施設についてどう書いているかというと、個別基本方針という形で、老朽化した施設については長寿命化対策を検討しますと。さらに、将来の児童生徒数の予測を鑑み、地域の実情及び町の将来計画に合わせた学校規模の適正化を検討しますと。適正化により廃止となる施設の有効活用を検討しますという話を書いているわけです。この場合の適正化って一体何なのだろうという気がするわけです。当然その適正化の中には統廃合も含めて考えているのか。さらに、その中で各学校の施設設備の充実に努めますと書いているわけ

です。学校の耐震診断、これは小学校はこれから耐震化でやっていくという方向に書いていますけれども、その実施、さらには児童数ばかりではなくて、校舎自体が相当古くなって、建てかえなければならぬ時期に来ているものも何校かあるはずです。それをやるのかどうなのか。当然財源的な問題ありますから、それを考えたら児童数が将来的にこれだけ減っていくというのは予測できているわけですから、とすれば校舎の問題からしても統廃合を考えるべき時期に来ているのかなという気はしますので、公共施設等総合管理計画について教育委員会としてどういう認識でもってこれを見ているのか。さらに、第2次総合開発計画においては、学校施設設備等の老朽化に伴い、学校施設設備等の改修が必要ですとはっきり書いているわけです。必要なのだと。今後児童数が減っていくということがわかり切っているのに改修をしていくのか、このとおり。その辺のお考えをお聞きたいと思います。

○教育長（増川正志君） まず、当面の学校規模についてご説明申し上げますけれども、議員が質問されました平成25年度から29年度までは20.2%の減になっております。ただ、平成30年から平成34年まで見通しますと、児童数は平成30年度において667名、平成34年度においては596人というふうになります。そうすると、議員が指摘した22.2%の減より向こう4年間や10.6%の減という。これはどういった意味を示しているのか私なりに考えてみますと、児童数の減少傾向が緩やかになってきているということが挙げられると思います。これについては、これまで町で行ってきた子育て支援策等がいかに機能しているのか、作用しているのか、しっかり分析はしておりませんが、そういうことも作用しているというふうに押さえていただければというふうに思います。

なお、さらに個別の学校数を見てみますと、例えば議員がご指摘の小規模校において駒ヶ岳小においては、平成34年において現在より2名減であります。ほぼ現状維持であります。また、今少ない人数の濁川小学校においても平成34年度は10名というふうになって、現在より1名減ということになります。やはり減が大きいのは、一定の規模を維持している森小、さわら小が幾分減少していくという現象になっておりますので、非常に緩やかでありますし、現状の規模を維持している学校だと、今後そういうふうと考えられます。そういった意味で、私は先ほど現在休校や統廃合について考え方はありませんというふうに述べましたし、これまでも学校統廃合のさまざまな問題については、第2期、第3期もいろんな時期があったと思います。昭和30年代においては、学校統廃合を財政とともに補助率を上げて、一気に全国的に統合の動きがありました。かなりの混乱が見られました。それに伴って、昭和48年に今度はそれをとめようとする通知が出たことはご存じだと思います。それは昭和48年です。そして、その中では地域住民との合意を第一にせよということが第一に挙げられておりますし、もう一点は小規模校の維持も尊重せよということになっていることもあります。その通知は、いわゆるUターン通知というのですけれども、そういったことがありました。その余波で我が町においても昭和50年代で大きな学校統廃合の問題があったことは、記憶に新しいことだと思っております。そのUターン通知の基本と

なっているものが議員も資料として手元にあると思いますけれども、平成27年の発出されました公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の下敷きになっていて、そのUターン通知は下げられたものだというふうに思います。

さらに、手引でも非常に不思議な現象があるのですけれども、文科省は小規模校の課題を39項目挙げております。さまざまな課題を挙げております。そして、メリットは9項目なのです。このアンバランス一体何だ。こんなことをうのみにしてはならない。うのみにして、小規模校の保護者や児童に課題がある、課題があるというふうにして不安をあおる必要はない。やっぱり学校統廃合の問題は、非常に地域のさまざまな事情を勘案したデリケートな課題であります。まず、決めるのは、学校教育の直接の受益者であります保護者、さらに将来の受益者となる未就学の保護者、さらに地域の方々の声に十分留意しつつ、もしそういう要望があるのであれば教育委員会もともに新しい道を選ぶということは十分考えられます。そういったことであります。まず、それが1点目についてであります。

それから、学校施設が老朽化しているということなのですけれども、これについては子供の安全を確保するために日常的に学校の安全点検を進めておりまして、そして危険なところは修繕、補修等を行って、安全を確保しているところであります。また、火災や自然災害を想定した避難訓練を定期的に行い、みずから身を守るための方策も講じております。さらに言えば、学校統廃合の間に学校施設の老朽化があるならば、保護者や地域の方々と危機意識や課題意識、将来ビジョンを共有して、ともに進むべきことだというふうに考えてお答えいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） 今教育長の答弁非常に詳しく説明いただきましてありがとうございます。

まず、特に文科相のお話の中で、調査で見ると7割を超える市町村が学校規模が適切でないという認識を持っている。ここも同じ認識を持っておられると。けれども、解決策については、検討しているところというのは半数しかないのだという指摘がされているわけです。

そこで、私の今回の質問の趣旨というか、ことというのは、小規模校がいいとか悪いとかという話ではないのです。学校がなくなればその地域の崩壊に拍車がかかっていくということは目に見えているわけです、いろんな過去の事例から。とすれば、今後小規模校を統合しないで、むしろ統合しないで維持するための方策を考えなければならない。それは、先ほどの2問目の質問で誰が責任を持ってそこでやるのですかということなのです。どうやって進めるか、だから学校なのですか、校長なのですか、地域の人、生徒、PTAなのですかという話なのです。どうもその部分があやふやで、本当に小規模校である学校を維持しようとするならば、よく例として挙げられるのは山村留学とか、伝統文化の保存をするためのそういうふうな部分で教育のプログラムの中に組み入れたりとかといういろんな

工夫をしているわけです、やっているところは。とすれば、森町においても今後その地域の人の要望が、今教育長から話があったように第一にその地域の声に耳を傾けるべきなのだという話だとするならば、そういう維持していく、学校を中心としたコミュニティを維持するために必要だということに誰が責任持っていくのとどうもあやふやなものですから、その辺を本来であれば教育委員会がそういう方針を持って、森の小規模の学校に対してそういう維持していく方向で積極的に対策を考えなければならないのではないかと私は思うわけです。だから、その部分が一番大事なところだと、今後の人口の減っていく中で児童数が減っていくのははっきりしているわけですから、緩やかだという話はされましたけれども、さらに何度も言いますけれども、校舎の老朽化というのはそれはどうしようもない部分になってくるわけです。さらに、父兄からは子供をもっと広い場所というか、大きい学校で教育をさせたいという声も一部であるわけです。とすれば、本当にその学校を維持するために、統廃合ではなくて維持するための方策というのは一番大事なのかなというふうに思いますので、最後にその辺考えがあればお伺いして終わりたいと思います。

○教育長（増川正志君） 再々質問にお答えします。

まず、学校の維持のことですけれども、これは当然学校は教育委員会に責任があるというふうに十分認識しておりますし、ご承知のとおりだというふうに思っております。

さらに、例えば小規模校において学校のことを申し上げますと、小規模校のある学校では従来から学校と密着しながら歩んできた。そのため地域の学校を大切にしようとする気風が強く、学校教育推進に対しては非常に協力的であり、惜しまず支援をしてくれる。学校もまた教育課程の中に地域素材を取り入れた体験活動がたくさん組み込まれていると。地域と二人三脚で学習を展開していると言ってもよいというふうに地域とともに歩む学校づくりが着々と進んでいるということは十分ご理解願いたいと思いますし、さらには保護者の学校アンケートを見ますと、どの学校においても森町は幸いなことに例えば学校の環境や施設整備についてどう思っているのか、学校の保護者アンケートでありますけれども、高いところでは100%、低いところでは91.2%です。それぞれ保護者がそう思う、よくやっている、そう思っているというふうな評価出ておりますので、私どもとしてはこういうことに十分耳を傾けながら、必要であれば施設の補修していきますし、維持のために方策をしていきたいと思います。

ただし、学校を維持する根幹は教育課程の編成にあります。ですから、教育の充実なくして学校の維持はないというふうに考えておりますので、今後とも学校に学校教育の推進について充実、改善について指導してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 小学校の統廃合についてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、5、地域公共交通整備計画について、認知症高齢者等の徘徊見守り対策について、議席6番、檀上美緒子君の質問を行います。

最初に、地域公共交通整備計画についてを行います。

○6番（檀上美緒子君） それでは、地域公共交通整備計画についてご質問いたします。

3年に1度の開催であるまちづくり講演会で、今年は10月に「地域のおでかけ手段を地域で守り、おでかけ手段があることが地域を守る」と題した名古屋大学大学院教授の加藤博和氏の講演が行われました。もっと多くの皆さんに聞いてもらえればと思いつつも、納得と感銘を受けるお話で、とても実践的、実証的な内容でしたし、企画振興課の企画内容に敬服いたしました。

地域公共交通整備については、森町議会でも再三数名の議員から提起されてきている課題であります。具体的な取り組みや動きが皆目見えない状況下で、このたびの講演内容でしたから、いよいよ森町としても動き出すことになったかと大変期待しているところです。2015年の12月会議と2016年3月会議では、日常生活の交通手段や買い物弱者対策としてコミュニティバスの購入について、2017年3月には交通網整備のために地域公共交通会議の設置の必要性を、9月にはデマンドバスの導入を障がい者、高齢者等の足確保としてというように、それぞれの観点から4人の同僚議員が地域公共交通整備の必要性を提起しています。しかし、町長からの答弁は、地理的に経路が多岐にわたることや費用対効果を考えると、現存の路線バスを必要に応じて見直すこと、情報収集や近隣との話し合い、事務方で勉強して、数年後に実現したいというものでした。

今回の加藤氏の講演では、函館市の陣川町内会の函館バスとの連携による取り組みが紹介されていました。他の自治体の例でもそうですが、資材を保有し、ノウハウも熟知しているバス会社との提携と住民による乗車促進活動が鍵と言えます。その中心となるのが地方公共団体、つまり森町なのです。高齢化や過疎化がひたひたと迫っている状況で、数年先ではなく今からまちづくりの観点からも、もちろん住民の日常生活の交通手段の確保のために本格的に地域公共交通整備のための組織を発足させる必要があると思います。しかも、加藤氏というとても頼もしい助っ人がいる今こそ始動しなければ、数年先の実現化さえ危ぶまれます。地域公共交通整備計画づくり推進のための実行組織を早急に立ち上げる考えはありませんか。また、この間の情報収集や近隣市町との話し合い、事務方の勉強の現在の到達点をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

高齢化社会などを迎えている現状において、町民の移動交通手段として生活路線バスが安価にて利用されており、安心して日常生活を送れるよう町も支援をして路線の維持に努めているところです。先般開催しました地域公共交通をテーマとしたまちづくり講演会では、全国のさまざまな事例などを参考に、地域公共交通のあり方に関する町民意識の醸成を目的として行っております。その中で、地域の移動手段を守るためには利用する町民の力が重要との講演をいただきました。

さて、地域公共交通整備に関しましては、たびたび質問をいただいておりますが、今後も情報収集を行い、各事業者、関係機関などを初め町内の現状調査にも取り組みながら、

総合的に十分検討し、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 答弁の仕方が非常に前の議員の方の答弁も含めてなのですけれども、質問に対してきちんと回答していただきたいなというふうに思います。

まず、1点目なのですが、私として一番聞きたいのは、講演会自身の目的がわかりました。私の印象受けたのと違ったのだなというのはわかったのですが、私自身の質問の1点目は、公共交通整備するために、それこそ以前の議員さんの質問に対してもそのようなのですが、数年先を待ってくださいみたいな言い方をされているのですが、具体的にそれでは数年先っていつなのだということもお聞きしたいところなのですが、そのために、数年先に実行できるためには、今からその準備をしていない限りは数年先もないわけです。ですから、今の時点でそういう公共交通整備するための検討を進めていく実行組織というか、それを立ち上げるつもりがないのかどうかということをもまず1点目、はっきりそれについて答えていただきたいというふうに思っています。

というのは、先ほどの質問の最初でも言いましたように加藤先生は、町民の意識醸成というような目的でやったということなのですが、加藤先生のお話は本当にそれこそ実践的で、やろうと思ったらやれるのだと。その中核になるのは、住民の意識、利用を高めるということももちろん大事なわけなのですが、その中核になるのは地方自治体なのだというようなことです。そして、交通政策基本法の中でもそうですけれども、やっぱりその基本になるのは、地方自治体がその中核になるべきだというようなことも言っているわけで、住民と、そしてそれを担っている現実に森町でいえば函バスになるかと思いますが、そういう関係団体なり集めた中で、具体的にどうやったら地域の足を公共交通網を整備するためにやれるのだと具体的な案を検討していくという組織が必要だと思うのです。そして、加藤先生は、そういう動きがあれば幾らでも助言しますよと、応援しますよとまで講演の中でも言ってくさっているわけです。そして、現にこの近くであれば函館の陣川ではその実践化がもうされている。しかも、そこの部分にかかわっては3年ほどの実証実験が行われた中で、現実的に函バスの連携で路線化がされるというような状況なのです。ですから、数年先を見込むのであれば、今からそれを具体的に取るための組織づくりというのを早急に手がけない限りは、数年先、数年先と言っていつまでたっても現実的な動きは実現しないのではないかと思います。

ですから、数年先を見越していて構わないと思うのですが、そのために今該当する函バスなり、そして住民の声、とりわけ私は今の森町の状況からいけば、陣川の例もそのようなのですが、非常に不便を感じている住民たちの声を取り入れていくということで陣川で実証実験されたと思うのですが、駒ヶ岳、赤井川地域というのは函館に向かう路線以外あそこの下の方に入っていくバス路線というのはないわけです。そのようなことも含めて、回数は少ないにして濁川や砂原のほうは何便か走っていますから

あれなのですけれども、そういうようなところ、全線を全て一遍にやれるわけではないので、まずは実証的な部分を取り上げるということも含めて、とにかく具体的に一步を踏み出すための検討を始めると。そして、先ほど言ったように加藤先生が幾らでも助言しますよ、応援しますよと言ってくださっている状況があるのですから、ぜひとも早急に取り組むべきだと思うのですけれども、そこについてまずはっきりとしたお答えが欲しいと思います。

それと、2点目については、具体的に情報収集したり、勉強したり、話し合っているという中身が知りたいのです。例えばこの隣であれば七飯です。鹿部です。そういうところと具体的にどういう話になっているのか。そのあたりや、そして実際に担当課で勉強しているときにはこういう問題があるから、これを解決しないと交通網を整備するためにはだめなのだとかという課題が整理されたとかという、そういう到達点、そしてこれからさらにそれを改善するためにはこういう手だてをすとかというようなことを具体的な回答が欲しいのであって、非常に抽象的で、結果的には何もやらないと言っているのと同じなのです、回答が。それでは納得できないので、2点、もう一度きちんとした内容を持った答弁をお願いしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えします。

また、いろいろと捉え方と違い、考え方の違い等はあるのは私存じ上げますが、それによって要求されている答え、それから私どもが話せる部分、多少違いがあるというのを理解していただきたいと思います。

まず、具体的なお話ということですが、実行組織そのものは過去にたくさんの議員の方々からお話しされましたけれども、今現在私どもで立ち上げるという考えはございません。なぜならば、生活路線に密接に関係のあるそういうバス路線、それから公共交通ですからJRも含めてこれは考えていかなければならないことなので、これは非常に複雑です。そして、考えを進めるに当たっては、その組織そのものも大変な深いそういう認識を持たれた方、それから自治体をまたいだ、以前他の同僚議員の答弁にも答えましたけれども、例えば鹿部町と森町の間には路線がございません。しかし、中にはこの間を行きたいと思っている方がおります。そういったことを具体的には函バスさんとお話ししていかなければならない。それと、駒ヶ岳の旧道沿いやほかの路線を考えますと、当然JR、もう既に駅が廃止になりました。そういったことで例えば使われない路線を走りなさいということにもならないし、そういうたくさんの事柄をまず調査研究していかなければならない。そうしている間に駅がなくなったり、バスがなくなったりということも心配事の一つなのですけれども、私ども決して前に進んでいないということではなく、過去をさかのぼりまして当然濁川地域も町のほうと函バスさんと、それから地域のいろんな話し合いで路線が延長されました。それから、つい最近であればみどりヶ丘団地の先のほう、そちらのほうについても地域がきちんとしたそこまでバス路線が欲しいと、そういう要望をきちっと取り組んだ結果延伸されました。こういうことで具体的な成果は、組織をつくらず

とも少しずつ一歩ずつ前に進んでいるわけです。そういうことから、ただ大がかりに組織をつくって、ただ会議を開くだけがそれが大事ではなく、本当に必要なところにバスを走らせてあげる、もしくは行きたいところにバス停を移動させてあげる、こういうことが大事なのかなと、そのように思います。

先般の講演をいただきました加藤先生、いろんなところで講演をしております。私たちも二、三年前から先生の話は十分存じ上げておりますし、どこにでも行きますよというふうにして言うてくださるのですが、具体的な地元の話になりますと、路線が便利になると私どもには逆にタクシー会社の事業所もございます。それから、福祉運送事業所もあります。そういった民間企業を圧迫するということも一方では考えなければならない。こういうトータル的なものを今うちの事務方の中でいろいろともみながら、それから他の地域、他の自治体の情報収集しながら進んでおると、そういうことでございます。ただ、残念ながら具体的に議員の皆さん方にお示しする段階ではない。その点をご理解をいただきたいなと思います。ただ、話せるとき、それからある程度内容が固まってまいりましたとき、もしくは予算を必要とするとき、そういったときにはぜひご提案させていただきたいと思いますので、また数年先という言葉遣いになりますけれども、お時間をいただければなど、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○6番（檀上美緒子君） 今町長がお話しされたようにかなり路線の部分にかかわっては、函バスのほうの営業努力というか、していただいていると思います。それについては、加藤先生も褒めていらっしゃいました。私も改めて時刻表をもらいに行って、ちょっと調べてみたのですけれども、函館の病院に行くに当たっての乗りかえだとか、連携だとかというもののまで時刻表の中にきちんとしているということで、すごく函バスのほうでも乗車しやすいようにというか、乗客のためのでき得る範囲での努力をされているなというのはすごく感じたのです。だからこそまた陣川の例も先ほども言いましたけれども、陣川でもやっぱりそういうようなことで函バスとの連携という中で実現化させてきているわけで、ですからそういう函バスの姿勢があるからこそ私はもっと詰めた形で函バスとの連携という形で、先ほど言った本当に生活路線というか、さっき言った駒ヶ岳や赤井川方面の人たちの部分の足確保ということをもまず実証実験的に取り組んでみるみたいなことで具体的に一歩を進めていかない限り、数年先という、情報云々ということで、結局何もやらないのと同じではないですかと言いたくなるのです。そこなのです。だから、大々的にやるのはすごく大変なのですが、まずとにかく身近なところの駒ヶ岳なら駒ヶ岳、赤井川方面の足をどうやったら実現できるだろうかというところから取っかかりとしてやってみようとか、そしてさらにそれを地域の連携みたいな、隣町との連絡も含めて考えていくとかというのはあってもいいかと思うのですけれども、すぐに全てをやれということではなくて、とにかく数年先にある程度の計画を実践させるためには、今から一歩でも実現化させてい

かなければだめだろうと思うのです。課題、課題と言って、課題だけが出てきていて、ではその課題を解決して、具体的に今は結局何もやらない、数年先を見てください。数年先になったら、結局何もやっていないというのと同じではないですかというふうに思うのです。数年先というのは、町長は去年町長選ありましたから、ご自身の残り期間で何とかこの交通整備ができるようなビジョンを持っていらっしゃるのかなと思うのですけれども、そのためにも来年、再来年というふうな形でやらないと、4年目のあれにもならないだろうというふうに思うのですけれども、もう少し具体的な展望というのをはっきりさせていただきたいと思うのです。今のお話を聞くと、そういうのではなくて、あくまでも函バスの路線バスの中で多少の路線というか、停留所の変更だとか新設だとかという形でやるという程度のことにしか町としては、デマンドバスなり、コミュニティバスなりというようなことも含めた議員さんからの提言があったのですけれども、そういうものではなくて、あくまでも函バスの路線バス上の若干の手直し程度しか考えていないということなのでしょうか。それであれば、私は住民の足確保には全くもって不十分さがあるというふうに思うのですが、最後再々質問でお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 大変長い再々質問ですけれども、お答えいたします。

まず、交通弱者たくさんおりますけれども、町ではこういう路線バス以外にも福祉タクシーやいろんなそういう福祉政策の中で地元のタクシー会社などを利用させていただいている、そういう経緯もございます。例えばバスを走らせるということは、ある程度大量に人を輸送できる手だてですから、それが必要かどうかということもまず検討しなければ、お話ししなければならない、そこがございます。そしてまた、小規模の車を走らせるということになりましたならば、町内には先ほど申し上げましたタクシー会社もございます。福祉有償運送企業もございます。そういった企業がそれを運営するかどうかということも考えなければなりません。そうなったときに逆に函バスさん、余り個人名を出すのもどうかと思うのですが、函バスさんに今まで補助として出している金額を減額しなければならないということも考えなければなりません。そういった部分でいろんなそういう政策的な、それがロスなく足の確保ということにつながってくるのかなと、そういうふうに思います。今までも函バスさんの路線の維持のためには町でもいろいろと協力して、その維持をしていただいておりますが、細かな部分を町で補完するということになると、先ほど言ったようなことにもなるのです。そこを今受けている方々が理解するかどうかというのも検討しなければいけませんし、いろんな深いところで検討が必要なのです。簡単に答えはこれは出ないと私は考えてございますので、今の与えられた任期の中で解決するとかそういうことではなく、町全体の将来の足の確保についてを基準に置きながら、今後とも調査研究に邁進していきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 地域公共交通整備計画についてを終わります。

次に、認知症高齢者等の徘徊見守り対策についてを行います。

○6番（檀上美緒子君） では、2問目の認知症高齢者等の徘徊見守り対策についてご質問いたします。

今全国的に高齢化に伴い認知症の高齢者が増えるという推計されている中、認知症の方が住みなれた地域で可能な限り生活を続けていくための施策が必要と、厚生労働省から今後の認知症高齢者等の行方不明、身元不明者に対する自治体の取り組みのあり方についての文書が平成26年に都道府県知事宛てに出され、市区町村への周知徹底を依頼しています。先日森国保病院の入院患者さんが早朝に病院から外に出られて、病院から連絡を受けた家族が見つけて事なきを得た事例があったと聞いています。病院でもこのようなことがあり、認知症による徘徊で困難を抱えておられるご本人、ご家族もおられることと思います。

子供の不審者による声かけや誘いに対して子ども110番のポスターやステッカーの張り出し、登下校時の見守りは、地域的にかなり普及していますが、認知症による徘徊に対する地域的な取り組みはいかがでしょうか。病院ですら家族に捜索を依頼する状況では、余りにもお粗末ではないでしょうか。厚生労働省の文書では、徘徊見守りSOSネットワーク構築事業を提唱しています。森町においては、事前に心配な方の登録制度を地域包括支援係と警察の連携でなされているとのことですが、子ども110番のように地域での協力体制の構築、ネットワークづくりが必要と思います。

また、いつどこでそうした徘徊者に出会うかわかりませんから、住民の声かけや対応の仕方についての講習があってもいいのではないかと思います。地域包括支援係と森警察署を中心に、地域の関係団体や町内会、商店会等を含めた徘徊見守りネットワークづくりと町民向け啓発事業推進について町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

当町においても認知症高齢者の方への徘徊見守り対策として、森警察署へ森町認知症高齢者等の見守り事業登録申請書を提供しております。この申請書は、家族やケアマネジャーなどより申請され、顔写真や特徴等を記載し、包括支援係、包括支援センターです、包括支援センターより登録を依頼しています。現在5名の方が登録され、登録者が徘徊、行方不明になった場合、森警察署を初め介護事業所等の協力により迅速な発見に向け対応しております。登録されていない方でも捜索者の情報提供、協力依頼があった場合は、関係部署の協力により当事者に対する情報提供や必要に応じて町内会や民生委員など地域の方々から情報収集、協力を得て対応しております。今年度からは、包括支援係が中心となった認知症初期集中支援チームを設置し、認知症地域支援推進員を担い、相談支援等家族、本人のケアに努めております。

また、町では認知症サポーター養成講座を平成21年から毎年開催しております。これまでに約1,800の方が受講されており、町民皆様の認知症に対する理解促進にも努めているところです。今後も関係機関や団体、地域の方々の協力と理解をいただき、徘徊見守り対策に努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○6番（檀上美緒子君） 今のお話を聞いていると、徘徊に対するいわゆるネットワークとしての構築はないけれども、それぞれの関係団体との連携はなされているというふうにご答弁あったかと思うのですけれども、それでよろしいでしょうか。であれば、なおのことはっきりとしたいわゆるネットワークとしての構築というのは、すぐできることではないかなというふうに思うのです、そういう連携がもう既にできているのであれば。そして、そういうネットワークをきちんと構築することによって、何かあったときにということだけではなくて、定期的にそこの中での研修なり、または連携なりということもつくられていくだろうと思うのです。また、そういうものがあつたのであれば、先ほどこっちと例で出しましたけれども、国保病院であつた離院された患者さんがいたときにそういうシステムも活用できたのではないのかなというふうに思うわけです。ネットワークができれば全て解決するとは私は思っていないし、その中核になるのは専門的な専らそういう搜索にたけているのは警察署ですから、やっぱり森警察署の果たす役割というのはすごく大きいだろうとは思いますが、先ほどの町長のご答弁の中にもあつたように身近なところでの町内の方々というか、町内会の近くの方々の日常的なサポートというか、見るという、そういうことがこの徘徊の問題においては非常に大きな役割を果たすのではないかなというふうに思っているのです。ですから、そういうある程度の連携ができている状況であれば、なおのこときちんとしたネットワークとして確立する必要があるのではないかなと思うのですが、そのあたりについてまずご質問したいと思います。

それと、サポーターの件なのですけれども、多分延べ人数かとは思いますが、1,800人というのは、とてもこれは重要なことだと思います。私自身も母3年間認知症であつたのですけれども、該当者は切実に感じるのです。だけれども、私自身が話している地域の人たちというのは、自分の家族だとか、または身近というのではなくて、誰でもどこかでそういう徘徊している人に出くわす可能性もあるということで、一般のいわゆる町民の方々にもそういう方々に出くわしたときにはこういう声かけの仕方が必要なのですよみたいな、対応の仕方みたいなことを学べる機会というのがあればいいなという意味での啓蒙活動というふうな観点でお話したのであるけれども、そのあたりについて2点お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

今までも行方不明になられた方、結構認知症を患われてかなり遠くまで移動された方などもおります。当然警察のほうに搜索願が出されて、ある程度捜しても確認ができない場合に町のほうにも支援の要請がまた参ったりもします。そういうときにいろんなものを活用します。過去をさかのぼりますと、防災行政無線を使って、こういう姿の方が行方不明になったということで情報を流させていただいて、それから2時間後発見いたしました。鹿部町まで行っていました。そういうこともございます。ですから、いろんな今ある連携のあり方、それから今あるそういう道具、放送機材、連絡網、そういうものを使って十分

対応可能な事例かなと、そのように私は思っております。そして、その中には人としての良心によりそういった放送を聞いた人、情報を受け取った方がそういえば見たことない人がいたなど、そういうことで連絡をくれると。大変ありがたいことだなと、そのように思っております。これには認知症の講習会をしたからということではなく、人間らしく、きちんとそういう正しい情報をくれる森町の町民のありがたさがあるのかなと、そのように思っております。そういった点では、徘徊見守りネットワーク、これを改めて構築する、つくり上げる、それも一つの方法なのかもしれませんが、それだけでは十分ではないと、そのように思いますから、今あるそういった横の連携、うちの認知症初期集中支援チーム、そこでも全てにつながっておりますので、そういったものを活用していただければ十分かなと、そのように思っております。

また、認知症に関することをサポートするいろんな意味での伝達、それから町民のそういう養成なのですが、ある程度これについてはプライバシーに関する部分を大事にするとか、そういう個人情報保護の観点からも出せない部分もありますけれども、ふだんどおりきちんと講習をやる中で、それから認知症の人と共に歩む会という会もございます。こういった会の方々から保健センターやほかの関係機関を通じて、そういう機関紙や情報の伝達はなされることでいろいろとサポートされると、そのように思っております。

今現在本当に100歳を迎えるそういうご長寿社会ですから、認知症になられる方というのは結構増えてくる可能性が高いのは私どももそれは理解しておりますので、今後もそれに対応した対策を立てていきたいと、そのように考えております。今後もこういった形で町民がどんな形であれきちんと地元で暮らせるような、そういう対策は立てていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 認知症高齢者等の徘徊見守り対策についてを終わります。

以上で議席6番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時50分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、6、ブラックアウト時の対策について、議席7番、河野文彦君の質問を行います。

○7番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

ブラックアウト時の対策についてです。災害は忘れたころにやってくると言われますが、近年では大きな被害をもたらす大災害が頻発し、災害復旧や心の傷も癒えない間に次の災害が発生してしまう状態であります。北海道内では、震度7を記録した胆振管内を震源とした地震により道央圏を中心に大きな被害が発生しましたが、苫東火力発電所の緊急停止

が発端となり、全道各所の発電所が停止、送電ストップという事態になりました。輪番停電という言葉は東日本大震災の際に話題となりましたが、広大な北海道全体が停電となるブラックアウト状態は想像もつかなかったのではないのでしょうか。災害は忘れる前に想像もつかない事態を発生させるといった心構えが必要であると考えさせられました。

森町においては、幸いなことに地震の揺れによる直接的な被害は発生しませんでした。ブラックアウトに巻き込まれて町内全域が停電となりました。送電区画によって差があったようですが、長いところでは40時間近い停電状態から、大変不自由で不安な時間であったろうと察しますが、情報収集や防災拠点となる役場庁舎や消防本部、病院施設などは非常用自家発電装置が作動しており、町民の安心、安全を守る根幹については確保されていると確認できました。しかし、公民館や各町内会館などの避難所となる施設では、小型発電機を持ち込んで照明程度は確保可能と思われますが、冬期間に大規模災害、大規模停電が長時間にわたって発生した際に、重要な暖房設備を稼働させるための電力が確保できているのか不安も見受けられます。また、非常用自家発電装置が整備されていても、何時間分の燃料を確保するかなど、新たに検討しなければならないのではと思います。さらに、町内民間施設の自家発電導入状況を把握することも重要であります。町政執行方針にありますように自然災害に対して十分に備えることは大切であり、一度起こった事象に対して対策と対応を進めることと新たな課題を洗い出すことが必要であると考えますので、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 河野議員の質問にお答えします。

災害発生時に備え、災害対策本部などが設置される庁舎においては、あらかじめ非常用電源を確保しておくことは、その災害対策機能を維持するため必要不可欠であります。当町においては、平成26年度非常用発電機を整備しており、役場本棟及び新棟、議会棟、車両車庫に電力供給され、使用条件等にもよりますが、燃料の備蓄量から国の求める72時間以上の供給が可能と見込んでおります。加えて町では可搬型の小型発電機を常備しており、避難所において使用するほか、給水のための電力供給源としても活用しているところです。

また、避難所における寒さ対策としては、保有している電源を必要としないポータブルストーブの配置や毛布の提供などにより行うこととなりますが、公民館など規模の大きい避難所については暖房が追いつかない場合も想定されますので、例としてですが、断熱効果にすぐれたマットや寒さに有効であるとされる段ボールベッドの備蓄、または関係業者との協定締結により確保するなど、今後検討してまいりたいと思います。

一方、住民の皆様には平常時からの災害に対する備え、万が一災害が発生した場合も落ちついて行動できる準備が必要となります。食料や懐中電灯など季節を問わない防災備蓄品のほかに、冬期間においてはポータブルストーブや防寒着など、寒さをしのぐ準備をしておくことがみずからの命を守ることにつながります。町としましては、このような防災啓発情報を広報もりまちなどにより住民の皆様へお知らせするとともに、あわせて森町防災士の会などのご協力を得ながら、各町内会での防災訓練や防災講習会などの場でご説明

し、防災意識の高揚に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○7番（河野文彦君） 今回のブラックアウト、本当に想像もつかないような事態で、定期的にまだ暖房の必要のない時期だったので、幸いだったのかなと。今回特に大規模災害が発生したとき、町民の方が自宅でも備えてくださいという、そこも大事かと思うのですが、もし町民の方が自宅にいれないような災害があったとき、避難所に皆さんで行かなければならなくなったときとかですと、例えばそれこそ公民館ですとか町民体育館ですとか小中学校だったりだとか、そういう大きな建物が大人数を収容できる避難所となってくるのかなと思う中で、ポータブルストーブというのも大分あるみたいですが、さすがにあの小さいストーブで体育館を暖めるといのはちょっと不可能に近いのかなと思うので、そういう大きな避難所の冬期間にどういった暖房を確保するのかというのが今後検討していかなければならないのではないかなというふうに思っています。72時間以上の燃料は庁舎に関してはあるということだったのですけれども、僕調べたら平成24年でしたか、登別市で送電線が暴風雪で倒れて、3日、4日ほど停電になりました。そのときもやはり自宅でちょっと寒くていれないということで登別市のほうで避難所を開設、ただ開設したはいいが、やはり暖房ができないということで、何か道のほうの災害救助法の適用を受けて、自衛隊が登別市にストーブや毛布を届けるということがあったという記事を見ました。毛布とか備蓄あるということだったのですけれども、やはり大きな施設に暖房するための電源というふうなものが必要だと言えらると思うのです。それで、この冬期間にそういう災害が発生するかもしれないということを踏まえて、大きな避難所に電源確保を今後検討しているか、するかというところをまず1点。

そして、今回のこのブラックアウトで森で40時間以上の停電で、今僕はいろいろ暖房の件で聞きましたけれども、それ以外に何か町として課題が出たか、そういうところの洗い出しを行ったかというところを再質問させていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

今回のブラックアウトの要するに停電でございますけれども、先ほど同僚議員のときにもお話ししましたが、まず最近になって本当に北電のそういう電源バランスの重要性が問われていると。ただし、いろんなところからはそこは指摘はしないと。自発的に恐らく今後は、恥ずかしい話ですから、発電する企業が発電できなくなるってそんな恥さらしなことは恐らく今後はないと思いますので、まずそこについては私たちも何かもし機会がありましたら停電しないような対応ということを望んでいきたいなと、そのように思っております。

その上で、夏場に暖かい時期に停電をされた場合には、そんなに心配ではないということではないのですが、暖房を必要としないという点では非常にまだ今回はよかったと。冬の間というのは、私も本当に心配をするところです。前にも私お話しさせていただ

いた機会があったと思うのですけれども、3.11の時期に東北におりましたので、やはり3月の初めといっても本当に寒い。3日半、暖をとりながら、情報収集をしながら何とかしのぐということは非常に大変なことでした。その体験から、まだまだ我が町のそういう冬期間に対する停電や災害に対しては、不足しているところがたくさんあるかなと、そのように思っております。ただし、そこに対応できる機械類、それから私の考えている装置類は、まだ賄うだけの能力のものが開発されておられません。今開発途中でございますので、冬期間にそのような機器が完成してつけれる状況になったときには、いろんな点で我が町も大きな施設の冬季の停電や災害対策としては整備検討を今後考えていきたいなと、そのように思っております。

そのぐらいでありまして、今回のブラックアウトについては、本当に大きな町に対する課題というのは今のところ発生はしておりません。直下型の地震を受けました胆振東部のほうに比べますと、非常にまだ何とかよかったというか、災害が少なく大変安堵したところでございます。ですけれども、今後やはり河野議員の質問にもありますように忘れたころではなくて、忘れる前に何回も来ますので、それに対してきちっと対応できるようあらゆる面から検討し、備えていきたいと、そのように思っております。そういう視点では、防災士の会の皆さんや日赤奉仕団の皆さんやいろんな方々のお力添えが必要ですので、よろしく願いを申し上げながら、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々。

○7番（河野文彦君） 今後冬期間は不足しているということで整備を検討していただけるということですので、本当にいつやってくるかわからない災害に備えることも町民の安心、安全を守るための本当の第一歩なのかなと思いますので、ぜひ早期に進めていただきたいなと思いました。

その他の洗い出しの部分で、大きな課題はなかったというようなご答弁でしたけれども、今回の停電で庁舎ですとかは非常用発電で賄えたかと思うのですけれども、結構民間業者やレンタル屋さんから大型の発電機をお借りして、ポンプアップであったりという対応を何カ所かされていたというのを伺ったのですけれども、そういう停電が長時間にわたる際なんかは、町内の民間業者やレンタル会社は最大限協力するのは間違いないと思うのですけれども、何分やっぱり民間の所有物ですので、どこか別な場所で使っているですとか、レンタル屋さんも全部出たまってありませんといったときに、どうしても町で発電機が必要だという場合、売り切れだからありませんでしたではちょっと済まないのかなという部分も見えているのではないのかなと思うのです。

再々質問をさせてもらいたいのですけれども、有事に備えて、そういう停電の際は夏場でも発電機が必要というケースが実は目に見えてきているのではないのかなというふうに思います。ですから、有事の際に全てを民間から調達する、借りるではなくて、2日だ、3日だという停電の場合は必ず必要になると思われるので、現在の実情を改善する必要が

あるのではないかなというふうには思うのですけれども、その辺について再々質問をお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

河野議員ご質問にもありましたようにたくさんのレンタル企業も発電機をお持ちですから、今回のブラックアウトというのは北海道では恐らく初めてでしょう。私東北で3.11のときもブラックアウトです。間違いなくそこらじゅう全て消えましたので、そういった観点から、町ではレンタル企業さんとそういう災害に対しては優先的な機械類の提供という協定も何件か結んでおります。それで、大体のところ小型の町で保有する発電機、大体20台ぐらいあるのかな、20台からあと2台ぐらいあるのですか、それを駆使すると各会館の照明やテレビなどについては十分動くような状態です。ストーブぐらいまででも大丈夫です。時間的にはやはりまだ燃料が必要だと思いますので、これについてはあと燃料の備蓄をどうするかという問題が出てまいります。今後またそれ以外の地域によっては、また建物によっては電気がないと水も出ない、そういう場所もございますので、それ用の電源の確保、少し大型のそういったものが何台か必要なかなと、そういうふうに考えているところです。それにつきましても常備それを持ちながら、それからめったにないそういう災害に対して維持をしていくということは、果たして効率としていいのかどうかというのもございますので、その点はふだんお使いの民間の方々の機器を活用させていただくというのも一つの選択肢なのかなと、そのように考えておる次第です。

今回の場合リース屋さんの機器類、発電機類は、まず地震の災害現場に最優先ということで、正直森町でお願いしても貸してくれるような環境ではなかったです。全てが胆振東部に全部集中すると、そういう状況でしたから、そういう特殊な場合もございますけれども、まずふだんのそういう緊急な停電に対しては、ある程度対応できるよううちのほうでは対策を立てて、そしてそれをきちんと維持できるようにしていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ブラックアウト時の対策についてを終わります。

以上で議席7番、河野文彦君の質問は終わりました。

次に、7、休校、廃校等の有効活用について、議席1番、宮本秀逸君の質問を行います。

○1番（宮本秀逸君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

休校、廃校等の有効活用について。現在森町内に数カ所の休校、廃校があります。今後の利活用が望まれるところですが、全国的に少子化が進み、休廃校は増える傾向にあります。今後5年、10年後の予想を立てて政策を打つことが必須であります。全国の同様の利活用を見ると、さまざまな工夫をして活性化している例を見ることができます。森町は、農業、漁業、水産加工を主とした製造業等大きな経済基盤を持った町だと思います。これらを生かしての活用も考えられます。これまで種々検討されてきた課題ではありますが、現在の森町の考え、今後の方向性を伺います。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 先に宮本議員の副議長に就任されましたことを心からお喜び申し上げます。

さて、質問にお答えします。現在町内における休校の学校は、石谷小学校と石倉小学校の2校となっています。赤井川小学校につきましては、平成29年3月に廃校の手続きをとりました。

さて、休校、廃校等の有効活用についてですが、現在石谷、石倉両小学校につきましては、台風などの災害時に避難所施設として使用しているところでございます。今後も引き続き避難施設の機能を残しつつ、活用方法を関係機関等と協議検討してまいりたいと思います。また、赤井川小学校につきましては、校舎の老朽化が著しく、建物としての活用は難しいものと判断しております。今後解体を前提とした検討を進めてまいりたいと考えているところです。解体後の跡地利用につきましては、現時点において具体的な方針は定まっておりますが、地域特性などを十分勘案しながら、あらゆる可能性を模索してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○1番（宮本秀逸君） 非常にわかりやすい回答をいただきました。ありがとうございます。

全国的な活用の例を見ますと、インターネットで引っ張って見たりしますと、相当数の数が出てまいります。本当にさまざま出てきます。石谷、石倉については、避難所として活用しているというお話がございましたし、赤井川については今後解体して、その後何か検討していきたいというお話でございました。避難所として活用するのは、1年のうちに何回かというようなことになってきましようけれども、建物というのは使用していないと傷んでくるという側面もございますし、例えばいろんな若い人たちの、若い人に限りませんが、何か起業をやりたいとかの支援ができないかとか、その場所の提供によって何かが生まれてくるのではないとかみたいなことを全国的にやっているわけなのです。芸術的なイベントをやってみたりとかというようなこともあるみたいです。空き家対策として今また別な形で空き家の撤去とかをやったりとかもしていますし、解体とかも進んでいるわけなのです。こういった空き家となっていく過程における例えばいろんな先代から伝わってきたものの展示とか、さまざまなことを考えているところもあるようなのです。ですから、町民の方々に諮ってみるとか若い方々の意見を聞くとか、こういったことをやってみると、また新たな活用方法、活用先が私は出てくるのではないかと思います。実際に私も二、三人の人に例えばこういう条件だったらどうしますかと、何かアイデアがありますかみたいなことで問いかけやりましたら、いきなりぱぱぱっと話が返ってきたのです。ですから、私たちの年代の発想と若い人たちの発想は違うなというようなことはそのとき痛感したのですけれども、みたいなことを考えていきますと、利活用については本当に無

制限にあるなというのが実感でございますし、全国的にもそういった例がたくさんございますので、避難所としての活用というのももちろん必要ですし、これは大事なことでございますけれども、何かをやっているとしてもその避難所としての利活用というのはできるわけでございますから、ぜひこれは検討していただきたいと、こんなふうに思うのです。

先般文化祭がございましたけれども、文化祭の展示なんかを見ておりましても、森町の方というのは本当に多才なことをやっていらっしゃるというのが文化祭を見て私は実感として受けたのですけれども、例えばああいったものをふだん常設で展示するとかイベントをやるとか考えられることはいろんなことがあると思いますので、どうでしょう、町長、町民に働きかけて意見を聞いてみるという方向で、ちょっと意見聴取をやってみられてはいかがかと思うのですけれども、この点についてだけお伺いしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

休校、廃校の部分については、以前にもいろいろと同僚議員の方々からご質問をいただいたり、ご提言をいただいた部分もございます。また、民間からもいろいろな要望なりは寄せられている部分もございます。ただ、計画どおりではない部分がございますので、今実際に具体的には途中でとまっている部分がございますけれども、そういう中で石谷、石倉小学校につきましては、今現在森町林業大学校を誘致して、そして学校は残念ながらほかの地域に決まりましたけれども、実習フィールドとして森町を中心にした渡島檜山を使うと。その中で、林業大学校の学生を研修する部分も出てくるのです。それについてこの2校のうちどちらかできたら活用していただきたいということで、その候補には挙がっています。確定ではまだございませんので、今後そういったことも踏まえながら、これから進んでいきたいなと、そういうふうに思います。

また、赤井川小学校、廃校になりましたけれども、その後ですけれども、ただ壊すのでは出費が重なるだけですから、例えば何かに活用できるつくるときにそれに対する解体費用ということで補助制度がないかどうか、そういうものも含めて今担当課のほうでは調査を進めている段階でございます。

いずれにしても、有効活用を図りながら今後とも進めていきたいのですが、ある程度一区切りついた時点で町民からの、若い方々からのアイデア募集というのも検討の一つになるのかなと、そのように思っておりますので、一度林業大学校のカリキュラムに対するスケジュール調整が終了した時点でちょっと考えてみたいなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 休校、廃校等の有効活用についてを終わります。

以上で議席1番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時19分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会いたします。

次回は、12月5日午前10時開会となります。

延会 午後 3時19分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成30年12月4日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成30年第1回森町議会12月会議会議録（第2日目）

平成30年12月5日（水）

開議 午前10時00分

休会 午前11時54分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 議案第 1 号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 2 号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 3 号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 4 号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 7 議案第 5 号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 8 議案第 6 号 平成30年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 9 議案第 7 号 平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第 8 号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 11 議案第 9 号 平成30年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第10号 平成30年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第11号 平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第12号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 15 議案第13号 平成30年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 16 議案第14号 平成30年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 17 意見書案第1号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書
- 18 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 19 意見書案第3号 認知症施策の推進を求める意見書
- 20 意見書案第4号 憲法9条「改正」断念を求める意見書
- 21 意見書案第5号 消費税10%への増税中止を求める意見書
- 22 議員の派遣について
- 23 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（14名）

議長 16番 野村 洋 君 副議長 1番 宮本 秀逸 君

2 番 菊 地 康 博 君
 4 番 黒 田 勝 幸 君
 6 番 檀 上 美緒子 君
 8 番 佐々木 修 君
 1 0 番 久 保 友 子 君
 1 3 番 堀 合 哲 哉 君

3 番 加 藤 進 君
 5 番 山 田 誠 君
 7 番 河 野 文 彦 君
 9 番 小 杉 久美子 君
 1 1 番 木 村 俊 広 君
 1 4 番 松 田 兼 宗 君

○欠席議員（1名）

1 2 番 西 村 豊 君

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出 納 室 長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	池 田 勝 元 君
総 務 課 長	長 瀬 賢 一 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	澤 田 勝 則 君
防災交通課長	小 田 桐 克 幸 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	柏 渕 茂 君
保健福祉課長	住 吉 英 勝 君
保健福祉課参事	千 葉 正 一 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金 丸 由 起 子 君
住民生活課長	島 田 宏 信 君
子育て支援課長	濱 野 尚 史 君
環 境 課 長	山 本 憲 君
農 林 課 長	寺 澤 英 樹 君
農業委員会事務局長	鈴 木 修 一 君
水 産 課 長	岩 井 一 桐 君
商工労働観光課長	阿 部 泰 之 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
砂 原 支 所 長	落 合 浩 昭 君

地域振興課長	角	野	雄	平	君
町民サービス課長兼 保健対策課長	池	田	仁	志	君
教 育 長	増	川	正	志	君
学校教育課長	安	藤		仁	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	宮	崎	弘	光	君
生涯学習課長	渡	邊	義	教	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長	金	丸	孝	也	君
給食センター長	宮	崎		渉	君
さくらの園・園長	金	丸	義	樹	君
病院事務長	坂	田	明	仁	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消 防 長	東	谷	直	樹	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菊	池	一	夫	君
次 長 兼 議 事 係 長	村	本		政	君
次 長 兼 庶 務 係 長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 2 議案第 2 号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 3 号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 4 号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 5 議案第 5 号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 6 議案第 6 号 平成30年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 7 議案第 7 号 平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第 8 号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第 9 号 平成30年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第10号 平成30年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

- 1 1 議案第 1 1 号 平成 3 0 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算 (第 2 号)
- 1 2 議案第 1 2 号 平成 3 0 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 1 3 議案第 1 3 号 平成 3 0 年度森町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 1 4 議案第 1 4 号 平成 3 0 年度森町公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 1 5 意見書案第 1 号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書
- 1 6 意見書案第 2 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め
る意見書
- 1 7 意見書案第 3 号 認知症施策の推進を求める意見書
- 1 8 意見書案第 4 号 憲法 9 条「改正」断念を求める意見書
- 1 9 意見書案第 5 号 消費税 1 0 %への増税中止を求める意見書
- 2 0 議員の派遣について
- 2 1 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席10番、久保友子君、議席11番、木村俊広君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第3、議案第1号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

裏面をごらんください。また、資料ナンバー1をごらんください。人事院勧告に基づき、町長等の期末手当に係る支給月数を0.05カ月分引き上げようとするものです。

第1条では、平成30年度の6月と12月支給分を合算した0.05カ月分を引き上げ、100分の225にするものです。

第2条では、平成31年度の期末手当で、6月支給分と12月支給分をそれぞれ0.025カ月分引き上げることで100分の222.5とするものです。

附則でそれぞれ適用年度を付記しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第3、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第4、議案第2号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(長瀬賢一君) 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、森町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

裏面をごらんください。また、資料ナンバー2をごらんください。人事院勧告に基づき宿日直手当の改正のほか、勤勉手当に係る支給月数を0.05カ月分引き上げ、俸給表の改正をしようとするものです。勤勉手当の支給に関する規定は、議案第1号と同様であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから議案第2号に対する質疑を行います。

○4番(黒田勝幸君) このことによって年間どのぐらいの支出増になるのかわかりましたらお願いします。

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前11時04分

○議長(野村 洋君) 休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長(長瀬賢一君) お答えします。

平均で大体1人当たり3万1,000円程度となりますので、合計で750万程度の増額になると見込んでおります。

以上でございます。

○4番(黒田勝幸君) それで、臨職とかパートとかという身分の人もおります。この人のかかわりは何か動きがあるのでしょうか。

○総務課長(長瀬賢一君) お答えします。

臨時職員につきましては、期末手当に当たる割り増し賃金の部分については改定の予定はございません。ただ、来年度に向けて賃金単価の増額に向けて今協議をしているという

ところでございます。

それから、平成32年度からは会計年度任用職員という制度に移行しますので、その際には賃金の制度自体が大きく変わるものというふうに捉えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第3号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長（東谷直樹君） それでは、議案第3号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、森町火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

条例の朗読を省略させていただき、資料ナンバー3及び3―1にて説明させていただきます。資料ナンバー3の1ページをお開き願います。提案理由につきましては、消防法では消防機関が消防法令違反のある防火対象物に対して改善命令を行った場合に、命令内容等を公示することが定められておりますが、公示に至るまでの間、防火対象物の危険性に関する情報が利用者等に提供されていない状況にあります。このことから、防火対象物の重大な消防法令違反に関する内容を利用者等に公表することにより、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を図ることを目的として、森町では違反對象物に係る公表制度の導入に向け、森町火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

主たる改正内容といたしましては、1、消防長は、防火対象物の消防用設備等の状況が消防法令、または森町火災予防条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができること、2、消防長は、1の公表をしようとするときは当該防火対象物の関係者にその旨を通知すること、3、1の公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手

続は、森町火災予防条例施行規則で定めることでありまして、上記改正に伴う現行の火災予防条例の整備等を行い、所要の改正をしようとするものでございます。

また、平成31年4月1日より施行しようとするものでございます。

2 ページ目には追加条文を記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、資料3―1により違反対象物公表制度の概要を説明いたします。公表の対象となる防火対象物でございますが、消防法施行令別表第1に掲げる第1項から4項、5項イ、6項、9項イ、16項イ、16の2項、16の3項の特定防火対象物で、飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の利用がある建物や病院、社会福祉施設など避難困難者が利用する建物でございます。

公表の対象となる違反でございますが、上記に該当する防火対象物に消防法令により設置が義務づけられている消防設備のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかが消防法令違反により設置されていない場合、公表の対象となります。

公表する内容と方法でございますが、防火対象物の名称、防火対象物の所在地、公表の対象となる違反事項であり、これらの情報を森町の公式ホームページにより公表するものでございます。

公表までの流れでございますが、消防の立入検査において違反を把握し、関係者に通知した後、14日を経過しても違反が継続している場合に公表するという流れになります。

公表後の流れにつきましては、従前の違反処理と変わりはありませんので、説明を省略させていただきます。

今現在森町におきましては、今回の改正の対象となる施設は107棟ございますが、違反対象物公表制度に該当する重大な違反対象施設はございません。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第4号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第4号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について提案させていただきます。

説明資料4を提出しております。条例の朗読を省略させていただき、資料によりご説明いたします。1点目の提案理由につきましては、冬期間の暖房に係る費用負担の軽減を図るため、町内に居住する低所得の状況にある世帯で、独居の高齢者世帯や重度障がい者同居世帯、ひとり親世帯等を対象に暖房費用の一部を助成しようとするものです。

2点目の提案内容につきましては、平成31年1月1日現在で住民基本台帳に記載されている満70歳以上の独居高齢者世帯を初め、重度の障がい者、知的障がい者、精神障がい者等が同居する世帯や18歳未満の児童と同居するひとり親世帯等の町民税非課税世帯に対して灯油60リットル相当の暖房燃料費を助成しようとするものです。

3点目の施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成31年3月31日をもってその効力を失うこととします。

以上、森町福祉灯油等の助成に関する条例制定の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。

○5番（山田 誠君） 福祉灯油助成するということで、大変いいことだと思うのだけれども、1世帯60リッター、ちょっと少なくないですか。どうせ低所得者等々にやるのであれば、もう少し与えてもいいのではないかなという気がするのだけれども、ちなみに道の補助もわずか60万しか来ていない。390万に対して60万しか来ていないので、微々たるもので、ほとんど町費で賄うということになるわけなのだけれども、ちなみに近隣町村の福祉灯油の配給リッターわかればお願いします。それと、今後変える考え、今年は仕方ないとしても来年から変える考えあるか確認します。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 近隣町村の支給状況につきましては、後ほど資料を提出させていただきます。

あと、支給数量等につきましては、暖房費用の場合その世帯人員による影響は少ないと思われます。世帯単位として考慮しなければならないと考えております。道の補助金を活用しての事業で、支給対象が低所得の状況にある世帯として非課税世帯に限られておりますので、該当しなかった世帯との公平性を考慮すると助成という形で60リットルあたり、あとほかの町村では100リットルというところもございます。そうすると、該当しなかった世帯との公平性が保たれないケースも出てこられるかと思っておりますので、当面リッター数は変更しない予定ではありますが、今後さらに検討していく必要があればその都度検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○5番（山田 誠君） いろんな制約的なものはあって、助成の対象世帯も区切られてい

るのだけれども、私いつも思うにはいろいろな区分が多過ぎる。福祉灯油やるのであれば、重度とかひとり世帯とかいろんな所得が必ず絡んでくるわけ。そうでなくて、例えば80歳以上になったら全部給付するとか、そういうような格好にしていかないと、同じ部落にいて、あの人がもらって、この人がもらわないということになると、何か逆な言い方すると差別待遇しているような感じもあるので、その辺今後今年は仕方ないとしても検討していただきたいなと思いますので、いかがですか。

○保健福祉課長（住吉英勝君） お答えいたします。

先ほど説明の中でちょっとお話ししましたがけれども、暖房料の場合世帯として考えて、1つの世帯で人数、子供さんと同居していたり、あとは独居であつたりということを考えると、世帯として暖房費というのを考えなければなりませんので、その辺は年齢区分で全員とかというふうにはならないのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにありますか。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第5号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画振興課長（川村勝幸君） それでは、議案第5号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてご説明いたします。

本件は、森町議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、函館市と森町の間に於いて定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

現状の定住自立圏共生ビジョンの期間につきましては、平成26年度から30年度までの5カ年であり、現在そのビジョンに基づきまして中心市である函館市と定住自立圏形成協定書を締結しているところであります。別紙資料ナンバー6にございます第2次共生ビジョ

ンの期間が平成31年度から35年度となり、内容の精査、政策分野の変更や政策項目の追加、文言等の整理により、今回協定書の一部の変更を行うものでございます。

それでは、変更箇所の要点を新旧対照表にてご説明いたします。別紙資料ナンバー5、新旧対照表1ページをごらんください。こちらには協定書別表1を記載しております。上段、ア、現行部分の広域医療体制等の充実から医療へと政策分野の名称変更を行っております。

同じく1ページ右側下段、2ページ中段まで、医療従事者の確保・養成の政策項目を新しく追加しております。

続きまして、3ページ上段、イ、広域観光の推進から産業振興へと政策分野の名称を変更しており、プロモーション活動の実施から広域観光の推進へと政策項目の変更をしております。

次に、4ページ中段、地場産業の育成の政策項目を新しく追加しております。

続きまして、5ページ、こちらには別表2を記載しております。右側上段、イ、道路等の交通インフラの整備、さらに6ページ上段、ウ、地域内外の住民との交流・移住促進へと政策分野の変更をしております。

また、6ページ下段での別表3から7ページ、6ページのア、人材育成等の中で文言等の整理をしております。

なお、追加しました政策項目の具体の事業につきましては、資料ナンバー6、共生ビジョン23ページ並びに27ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上、説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

○議長（野村 洋君） これから議案第5号に対する質疑を行います。ないですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第6号 平成30年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第 6 号についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度森町一般会計補正予算の第 7 回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74億1,653万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ189億3,114万6,000円にしようとするものです。

第 2 条の債務負担行為、第 3 条の地方債の補正は、第 2 表、第 3 表にそれぞれ記載のとおりでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。歳入の主なものですが、款14国庫支出金、項 1 国庫負担金の1,235万円は、障害者介護給付費及び障害児施設給付費に係る国の負担分を計上しております。

続いて、項 2 国庫補助金、目 3 衛生費国庫補助金の14万9,000円は、がん検診に係る補助金を計上しております。

また、目 4 土木費国庫補助金の81万円は、空き家住宅除去費補助事業に対する補助金を計上しております。

続いて、款15道支出金、項 1 道負担金の617万5,000円は、国庫同様障害者介護給付費及び障害児施設給付費に係る道の負担分を計上しております。

次に、12ページ、13ページの項 2 道補助金、目 2 民生費補助金の81万6,000円は、福祉灯油事業及び通所交通費補助事業に対する補助金を計上しております。

続いて、款17寄附金は、ふるさと納税の今後の収入を見込み40億円を増額するものです。

続いて、款18繰入金ですが、財政調整基金からの6,741万8,000円は補正財源として、またふるさと応援基金からの33億2,214万1,000円はふるさと応援対策事業に充当しようとするものです。

続いて、14ページ、15ページの款20諸収入、項 5 雑入では、分収林事業収入のほか建物災害共済金を計上しております。

続いて、款21町債ですか、それぞれの目的に基づき地方債を充当しようとするものです。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。歳出の主なものをご説明いたします。なお、各特別会計への繰出金を計上しておりますが、主に人事異動、人事院勧告に係る経費ですので、説明は一部省略させていただきます。また、各科目に燃料費の増額補正がありますが、単価が上昇したことが要因となっておりますので、説明は省略させていただきます。

それでは、款 2 総務費、目 1 一般管理費の60万6,000円ですが、子ども・子育て拠出金の拠出金率の改定に伴う増額補正のほか、胆振東部地震による被災町への職員派遣に要した旅費等を計上するものです。

次に、目 2 人事管理費の546万円は、今年 4 月の人事異動に伴う執行額精査と人事院勧告に基づく給与改定による職員手当及び共済費の増額分を計上しております。

次に、目 4 財産管理費の217万2,000円は、職員住宅、バス等の修繕料のほか、売却予定町有地の調査測量委託料を計上しようとするものです。資料ナンバー 7 を提出しております。

す。

次に、目 7 情報推進費の240万円は、大沼公園鹿部線の拡幅による電柱移設工事に伴い、町所有の光ケーブルのかけかえに係る修繕料を計上しようとするものです。

次に、目 9 防災対策費では、デジタル防災行政無線整備事業の追加工事に係る実施設計委託料250万円を計上しております。資料ナンバー 8 を提出しております。

次に、目11諸費の103万5,000円は、地方バス生活路線維持費補助金の増額分を計上しようとするものです。

続いて、項 5 統計調査費ですが、各種統計調査の執行額精査によりそれぞれ増減補正をするものです。

続いて、18ページ、19ページの款 3 民生費、目 1 社会総務費、節20扶助費の390万円は、燃油の増嵩に伴い福祉灯油給付事業を実施しようとするものです。

次に、目 3 社会福祉施設費の100万円は、尾白内生活館の集合煙突を解体し、F F 式ストーブ 3 台の購入費を計上しようとするものです。

次に、目 4 老人福祉総務費の節13委託料から節20扶助費は、それぞれの事業における利用の増加を見込み増額計上をするものです。

次に、目 5 障害者福祉費、節20扶助費の2,000万円は、障害福祉サービス利用者の増加によるものです。

続いて、項 2 児童福祉費、目 3 保育所費の59万4,000円は、森保育所の電気温水器の取りかえ修繕を初め、各保育所の小破修繕料を計上しております。また、森保育所調理室の F F 式ストーブ 1 台の購入費を計上するものです。

次に、目 5 障害児通所支援費、節20扶助費の470万円は、利用件数の増加により増額計上するものです。

続いて、20ページ、21ページの款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 環境衛生費の34万7,000円は、森町葬苑の F F 式ストーブ 2 台の購入費を計上するものです。

次に、目 6 病院費の2,862万9,000円は、国保病院事業会計への補助金等を計上するものです。

続いて、款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費の37万6,000円は、農地台帳地理情報システムの改修をしようとするものです。

続いて、目 9 山村振興施設管理費の70万8,000円は、ちゃっぷ林館サウナ及び送湯ポンプの修繕料を計上しております。

続いて、22ページ、23ページの項 2 林業費、目 1 林業総務費の75万円は、巡回回数増加によりヒグマ駆除報償金を増額計上しようとするものです。

続いて、項 3 水産業費、目 2 水産業振興費の60万円は、水産物供給基盤機能保全事業の事業費変更に伴い、地元負担金の増額分を計上しようとするものです。資料ナンバー 9 を提出しております。

次に、目 3 水産施設管理費の82万円は、漁業系リサイクル施設で発生する排水量の増加

により、くみ取り手数料を増額しようとするものです。

次に、目4排水処理施設費の20万円は、施設の小破修繕料を計上するものです。

続いて、款7商工費、目3ふるさと応援対策費の報償費から積立金の総額73億1,654万4,000円は、ふるさと納税の今後の収入を見込み増額補正をするものです。

続いて、24ページ、25ページの款8土木費、項2道路橋梁費では、町道の維持補修に係る原材料費を計上しております。

また、項6住宅費では、空き家住宅等除去費補助金4件分を増額計上しようとするものです。

続いて、26ページ、27ページの款10教育費、項2小学校、目1学校管理費、節11需用費では、各校舎や附帯施設、除雪機などの修繕料を計上しております。

続いて、項3中学校費、目1学校管理費では、各校舎や附帯施設、スクールバスなどの修繕料のほか、砂原中学校における特別支援学級の体制整備のため収納庫、書庫、整理棚を購入しようとするものです。

次に、目2教育振興費の200万円は、各種競技大会での今後の活躍を見込み、増額計上しようとするものです。

続いて、28ページ、29ページの項5社会教育費、目2公民館費、節11需用費では、森町公民館地下駐車場及びトイレタンクの修繕のほか、砂原公民館舞台つりものの修繕料を計上しております。

続いて、項6保健体育費、目1保健体育総務費の60万円は、バレーボール少年団が全道大会へ出場となったため、所要の経費を計上するものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第6号に対する質疑を行います。事項別明細書10ページからです。歳入歳出一括で行います。ページ数からお願いします。

○4番（黒田勝幸君） 17ページ、区分の13の委託料の町有地測量委託料、この場所、説明資料で7ページにあります。建物も建っているのだけれども、どの辺なのでしょう。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

場所につきましては、資料7記載のとおりであります。現在グループホームもりの家が建っているこの敷地となります。

以上です。

○4番（黒田勝幸君） これ2口書いていますよね、面積。これは、測量終われば来年かいつか売却することになるのだろうけれども、固定資産の評価額ってあるのだろうけれども、それで売却するものか。今固定資産の評価額よりかなり土地下がついているのだ。これから売るのはまた話別なのだろうけれども、その辺もしかかわりでわかることあったらお知らせください。

○契約管理課長（山田真人君） お答えいたします。

このたびの売り払いの関係につきましては、その辺のことも考慮いたしまして、不動産

鑑定士に不動産鑑定価格の鑑定を依頼するために今回補正計上させていただいたものでございます。

○5番（山田 誠君） 14、15ページ、町債の部分で福祉タクシーと高齢者の入浴助成補助、満額町債、起債で賄うということなのだけれども、起債を起こしたら交付税算入に入るものでしょうか。補填あるの。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えします。

福祉タクシー事業、それから高齢者入浴料金助成事業につきましては、これは過疎債のソフト事業分ということで起債を充当しますので、交付税算入率は70%ということになります。

以上です。

○5番（山田 誠君） 余りこういう少額なものを、過疎債70もうかるのだけれども、これ何年償還になるのか。利息幾らになっているの、今。償還の利息。だから、70入るのだけれども、利息払って行って、10年なら10年たつと、効果がないのであれば余り無駄に出すべきでないという気がするのだけれども、その辺と、それから21ページの山村振興施設の管理、ちゃっぷ林館なのですけれども、この修繕費いつも出てくるのだけれども、指定管理者と町との負担の区分割合がきちっと整理されているのかどうか。それと、毎度毎度修理するのでなくて、必要なものであれば一回にやってしまうとかやっていかないと業者のほうも大変だと思うので、その辺含めてお聞きいたします。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えします。

事業費自体は少額であるのは確かでありますけれども、その事業費に対して70%の交付税の算入があると。それは元金償還金ということですので、利息に対しても算入があるということですので、過疎債を充当していったほうが財政上有利であると考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

利率については、借入れ先にもよるのですけれども、大体今0.1%以下になっております。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

指定管理者を公募する際に募集要項と、あとは管理業務にかかわる仕様書というものを示されていまして、その中でリスク分担の中で30万円未満については指定管理者が負担するというので整理をしております。

あとは、修繕たくさんあるのですけれども、一回にやってしまったらどうだという話なのですけれども、施設自体のそういった収入の状況もございますので、町としては計画的に実施していきたいと考えております。

以上です。

○7番（河野文彦君） 17ページの地方バスの補助金の増額ということなのですけれども、当初予算で補助金決定して予算に上がっていたと思うのですけれども、この増額になった理由をお願いします。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

増額部分の理由ですが、燃料費の高騰が主な原因でございまして、リッター当たりでいくと15円以上上がっていると昨年度対比で出ております。あと、昨年豪雪がございまして、そこでバスの運行が非常にダイヤが乱れて、それに伴う時間の延長に伴いまして人件費の増加があったということを聞いております。

以上でございます。

○7番（河野文彦君） 燃料費の高騰は、大分社会問題にもなるぐらい問題かと思うので、仕方ないかと思うのですけれども、人件費なんかはこの増額の請求というのは結構来るものなのですか。認められる、認めたのでしょうかけれども、こういったケースというのは過去にも何度もあったのかお知らせください。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

人件費の増額部分に関しましては、ここ3年、4年ほどさかのぼっても増額部分はなく、このたび初めてといいますか、増額になった経緯でございます。

以上でございます。

○7番（河野文彦君） バスの件は了解しました。違うページで。

23ページの林業総務費のヒグマの報償費ということなのですが、増額ということは例年と比べて捕獲した頭数が多かったのか、それとも見回りですとか警備だとかパトロールが多かったのか、その増額となった理由をお願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

ヒグマにつきましては、捕獲頭数は昨年より1頭少ない状況です。ですから、昨年は7頭ですから、今年は6頭という状況です。見回りの巡回の回数は実際増えているという状況で、今回75人工分増額をさせていただいたという状況です。

以上です。

○7番（河野文彦君） 見回りも大事かと思います。見回りの増加で補正予算ということなのですが、その見回りに新人も一緒に連れて歩いて育成させるというような動きというのは、この数字には反映されていますか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

1回の見回りにヒグマの箱わななんかを4名から5名程度で見回りはいたします。新たにハンターに、猟友会の中に加入された方が一緒に見回りされているかという部分なのですが、実際のところはなかなかそれが行われていない状況ですので、今後はそういったものも猟友会側のほうにも伝えて、勉強できる環境といいますか、そういうものもこちらの町のほうから要請してまいりたいと思います。

以上です。

○6番（檀上美緒子君） まず、収入の部分で、12、13ページの寄附金のふるさと納税基金のところなのですが、40億の増額補正という形が出されているのですけれども、ここにかかわって、新聞報道では12月末で返礼品のほうを5割から3割に森町としてはすると。

ですから、年明け以降1月からは3割の返礼品にするというような報道機関の情報にはなっているのですけれども、そういうような返礼品を減額するということも踏まえた上での収入として40億というような算定をされたのかどうかということです。それが1点です。

それと絡みまして、支出の部分で同じように22、23ページなのですが、商工費のふるさと応援対策の部分で報償費の部分が40億に対して5割の20億が報償費として上程されているわけですが、ということは3割の部分の考え方というのはどうなるのかなというのがあって、その整合性についてまずお聞きしたいと思います。それがまずふるさと応援基金の関係では1点です。

それから、もう一つなのですが、燃料費の高騰ということでバスの補助金も増えているということなのですが、そのほかにもいろんな施設での燃料費の補正が組まれているわけですが、全ての施設かというところでもないですね。例えば保育所だとか保健センターとかここの庁舎だとかという部分がのっかっていないのですけれども、その辺の整合性もお願いいたします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） それでは、ふるさと納税の関係についてお答えしたいと思います。

議員指摘の割合については、来年の1月から3割のほうにする予定となっております。今回の補正では1月から3割とするということは、済みません、ちょっと見越しておりませんでした。現状で正直なところ、寄附額が今回40億円寄附しまして、合計で50億円にするわけですが、それでももしかしたら不足するかもしれません。増えるかもしれません。というのは、12月に年間の約6割が寄附されています、昨年度も見ますと。なものですから、12月を過ぎないと正直なところ額が見えてきませんので、確定次第3月にまた補正になるか、減額になるかちょっとわからないのですけれども、対応したいと思っています。

以上です。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えします。

今回上がっていない施設の燃料費でございますけれども、既存の予算の中で当面对応して、3月にもし不足になるようだったらその時点で補正をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○14番（松田兼宗君） 何点かあります。まず、最後のページ、29ページの音楽著作物使用料2,000円というのが計上されているのですが、この部分はどこに音楽の使っているやつのことを言っているのかお願いします。

○社会教育課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

9月28日に実施いたしました和心ブラザーズコンサートというのがございまして、その中で三味線の演奏があったのですけれども、その三味線の曲5曲分がこの著作権の使用料ということでございます。

○14番（松田兼宗君） 17ページに入ります。防災行政無線の実施設計業務委託料のところで、この前全協でも説明はあったのですが、まず総額で1億9,000万の事業になるわけです。当初は撤去する予定で計画立てていて、再度それを復活させて、デジタル化するのだという話ししています。その経緯というのはどういうことなのかということで、というのは防災計画とか見ますと住民に対する周知というのは、当然防災行政無線、広報車等によるとか書いていたり、最悪の場合、通信が途絶した場合は、地区別情報連絡責任者などとの通信についても車両、バイク、自転車等を利用して口頭による連絡などを図るように努めると書いてあるのです。とすれば、今回の復活させる意味というのはどこにあるのか。さらに、全体を見ますと、復活させる箇所の廃止させる場所というのはほとんど市街地なわけです。この市街地というのは必要なのだろうか、本当にと思うわけです。それでなくても市街地というのはいろんな情報のやりとりができる連絡ルートがいろいろあって、さらにきのうも一般質問でしていますけれども、SNSを利用するとか考えれば、7割の人が保有しているわけです、何らかの形のものを。とすれば、例えば濁川地区とか砂原の一部、赤井川地区とかその辺の広範囲の部分に関しては復活していいのかもしれないけれども、町の中心部に必要なのですか、本当に。その辺の復活させる経緯、どういう経緯でそういうふうになったのかをまずお願いします。

○防災交通課長（小田桐克幸君） お答えいたします。

経緯等につきましては、大きなところで言いますと本年9月6日に発生いたしました胆振東部地震でございまして、このときには全道規模の停電、それによりましてテレビ、パソコン等の貴重な情報源が使用できない、さらには携帯電話、固定電話がつかないなどの事態が発生をいたしました。加えますと全国的に頻発する記録的豪雨、台風の接近等々大きな気象の変化が感じ取られるところでございまして、これらの防災対応に備えるために、より確実な住民への情報伝達の手段、これについても維持、確保していく必要があるだろうという判断に基づいた追加工事の大宗の趣旨でございまして。

質問あったとおり、地域防災計画にはいろんな情報伝達の手段について列記をさせていただいておりますが、それについてはまず一回で多くの住民の皆様にお伝えできるのが防災行政無線であるというふうに私ども認識しておりますので、その部分について整備をしていくという考えでございまして。また、当初比較的高台にあたりして、災害の危険度が少ない部分については撤去という考えを進めてまいりましたがけれども、先ほど申したとおり、実際に災害、建物の倒壊とかがなくても停電等のこういったときの情報伝達、これも重要でございまして。それを踏まえましてこのような取り扱い、予算措置をさせていただこうとするものでございまして。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 先ほど言いましたように防災計画によっては広報車等と書いています。広報車というのは何台使えるのですか、森町では。さらに、それに避ける人員というのはどれだけいるのか。ある程度あるはずだと私は認識、それぞれの建設課なり、

水道とかで持っていますよね。それをフル使えば、むしろこれで1億9,000万もかけてやるよりは、広報車を使って車走らせたほうが効率的なのではないですか。さらに、ロコミのほうにむしろもっと伝わると私は思うのですが、いかがですか。まず、どの辺の人員割けるか、その災害の規模にもよりますけれども、普通一般的に車両が何台あり、それに割ける人員が何人いるのかをお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○防災交通課長（小田桐克幸君） お答えいたします。

まず、広報車の台数であります、全体的な集約はちょっと時間を要するのですが、今消防さん……

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 静粛をお願いします。

○防災交通課長（小田桐克幸君） 消防さんと、あと役場関係とぱっと頭に浮かんだ台数では合計30台、拡声機がついた。1人ということにはならないので、2人乗車ということになりますと、60人という形になろうかと思えます。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 予想以上に多いというのがびっくりしたのですが、それだけの台数あると濁川に行けとか、交通の寸断される可能性もあるけれども、町内に関して近場の人口の集中している場所というのは、それだけあれば十分回れるのではないですか。いろんな想定はしなければならないのですけれども、交通が遮断されとかそういうことも含めて、そういうことも考えなければならないけれども、少なくとも町の中心部に関しては本当に必要なのか検討する気はないのでしょうか。今の話聞いていると、十分間に合うだけのものを持っているのだと私は思いますけれども。

○防災交通課長（小田桐克幸君） お答えさせていただきます。

そういう手法による方法論としてはもちろんありますけれども、やはり防災情報というのは緊急を要するものでありますので、できる限り瞬時に、リアルタイムに今の現状をお伝えするというのが使命ではないかというふうに思います。ご質問のとおり、そういう手法もとれますけれども、よりリアルタイムでお知らせできる防災行政情報無線、まずこれの整備かなというふうに思っております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 23ページ、ふるさと納税についてのことでお聞きしたいことがあります。9月1日付の総務省の報告、どの町が3,000円以下にしていなかったかという町が公表

されていまして。その後11月16日に総務省の公表がされて、最終的に森と八雲が北海道では、それは9月1日現在では渡島管内の相当数の町が5,000円以上やっていたわけです。それが出た後に最終的に11月16日に森と八雲だけが守られていないということになったのですが、それによるペナルティーというのは当然考えなければならないのだと思います。

それで、まず聞きたいのは、9月1日と11月16日に総務省が町村名を公表されたということは、それ自体がペナルティーだという認識持っているのかどうか。先ほども消防の条例の改正ありましたけれども、あれについても違反していたら公表するわけです。ということは、罰則なのではないですか、あれ自体が。とすれば、おかしいことに今回森と八雲がやったことについては、最も有利なふるさと納税の返礼品をしている町だと逆宣伝になってしまっているわけです。だから、先ほど増額40億になって、私は去年の倍は黙っていてもなると見えています、八雲と森しかないのですから、有利なところ。とすれば、そのペナルティーの大きさが当然想定されるわけです、今後。ペナルティーがどういうものがあるというふうに思っているかという、やっぱり交付税の減額というのが一番大きいのかなというふうに思っています。万が一そういうことが起きて減額された場合の、いろんな理由があって計画しているというのがあるのだと思いますけれども、そういうことを考えたらどういう形で交付税が減らされた場合責任をとる形になるのですか。その問題になるわけです、最終的には。その辺どう考えているかお聞きします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

ペナルティーの関係についてお話しされていましたが、具体的に国なり、道からそういったペナルティーになるような情報は一切ありませんので、ちょっとわからない状況です。

以上です。

○14番（松田兼宗君） だから、先ほど最初に聞いた最初の総務省の公表された部分というのは、ペナルティーだという認識を持っていないのですか。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えします。

うちとしても国のほうから9月の中旬に返礼品の見直しをお願いするという要望の文書が来ました。その段階で関係業者等々と調整したのですが、余りにも去年のふるさと納税が多かったものですから、年末にかけて在庫のほうを既に大量に抱えているような状況で、11月に3割にするというのはちょっと難しいという判断のもとに1月から見直しするという結論を出しました。

以上です。

（何事か言う者あり）

○商工労働観光課長（阿部泰之君） うちとしても心情的には3割にするべきだという認識はあります。ただ、ペナルティーが実際にまだ来ていないものですから、何とも言いようがありません。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） 今現在、何回も言うようではございますけれども、実際にペナルティーは来ていませんので、私のほうとしてはペナルティーだとは思っておりません。
以上です。

○7番（河野文彦君） デジタル行政無線の件なのですけれども、これは結果的に以前あったものは三袋の1カ所以外はそのままというような形になります。たしか減らすという話になったときに、大丈夫なのですかというところで、いろんなところでちゃんと周知ができるから大丈夫ですというような形で減らすというような流れになっていたかと思うのですけれども、今回の地震もあったというのも大きな理由かもしれないのですけれども、ちょっと減らす、もとどおりにするというその理由が余りにも簡単にやり過ぎているのではないのかなと思うのです。その辺もうちょっと慎重にやってもらいたいなという中で、今回追加で工事ということで設計なり発生してくると思うのですけれども、当初の整備のときにこれを一度にやっていたら経費的にどれくらい差があったか。要は一斉にやっていたのと今回追加でやるのと、その辺幾らくらい差が発生したかなというのをもし認識できていたらお願いします。

○防災交通課長（小田桐克幸君） お答えいたします。

今回予算計上しようとしている部分については、追加工事という取り扱いでございまして、3カ年契約によって事業執行しておりますのは平成28年度の契約でございます。その時点で落札率等ございますので、これをもし最初に盛り込んで契約していたらどうかという部分については、計算はできないというふうなことになります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） なければ、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第7号 平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第7号についてご説明させていただきます。

本案は、平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ26億5,149万8,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明いたします。初めに、歳入についてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金につきましては、事業状況報告システム改修に係る道負担分を特別調整交付金として計上しております。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、人事異動に伴う人件費の精査により補正しようとするものです。

次に、歳出についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の補正につきましては、人件費に係る給料及び職員手当について計上しております。

また、同じく目1一般管理費において国保総合システムの保守について節12役務費、保険料から節13委託料へ支出科目を振りかえようとするものです。

目2連合会負担金につきましては、国保連合会が設置する事業状況報告システムの改修負担金に不足額が生じたことから、その費用について補正しようとするものです。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第8号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第8号についてご説明いたします。

本案は、平成30年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億4,110万4,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明させていただきます。歳入についてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金の補正につきましては、職員給与等繰入金として人件費に係る繰入金を減額計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、職員の人件費について精査をし、減額補正しようとするものです。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第9号 平成30年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 議案第9号についてご説明させていただきます。

本案は、平成30年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第3回目となるものでございます。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ19億5,235万2,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4、5ページをお開き願います。歳入、款8繰入金、項1一般会計繰入金、計65万3,000円につきましては、人件費における増額補正であります。

6、7ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費7万8,000円、同じく項3介護認定審査会費41万9,000円、款4地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費、計15万6,000円につきましては、いずれも人件費における増額補正であります。

以上、議案第9号の説明といたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから議案第9号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第10号 平成30年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（金丸義樹君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第3回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億4,447万6,000円としようとするものでございます。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金169万円は、歳出でご説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

次ページの6ページ、7ページをお開き願います。6ページ上段、歳出、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の節7賃金は、北海道の最低賃金が改正になったことによるもの及び緊急並びに臨時的に使用することとなったため増額したものでございます。節11需用費の修繕料は、調理室内の配水管及び電気殺菌保管庫及びボイラーへ重油を供給する真空式バコティンヒーター、そして給湯配管をそれぞれ修繕しようとするものです。節13委託料は、建築基準法の改正により新たに報告が必要となった定期報告及び夜勤者の休暇分をシルバー人材センターへ委託しようとするものです。

次に、下段、款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費の節2給料及び節3職員手当は、人事院勧告に基づく計上分でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第10号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第11号 平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第11号につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第2回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ591万2,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ5,505万3,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりましてご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳入の款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金の591万2,000円につきまして

は、全額ウロ貯蔵槽の処理業務に充当するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。歳出の款1項1目1総務事業費、節2給料及び節3の職員手当につきましては、人事院勧告に基づくものでございます。続きまして、節13委託料のウロ貯蔵槽処理業務の591万2,000円につきましては、施設の収容能力を高めるために貯蔵槽にあります古いウロ650トン进行处理するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第11号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第12号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（坂田明仁君） 議案第12号についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第2回目となるものでございます。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものがあります。収入、第1款病院事業収益、既決予定額9億7,334万1,000円に2,879万4,000円を追加し、10億213万5,000円とするものでございます。

支出、第1款病院事業費用、既決予定額11億8,163万9,000円から44万7,000円を減額し、11億8,119万2,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書き「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,094万6,000円は当年度分損益勘定留保資金4,094万6,000円で補てんするものとする。）」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,078万2,000円は当年度分損益勘定留保資金4,078万2,000円で補てんするものとする。）」に改めるものであります。収入、第1款資本的収入、既決予定額1億1,331万9,000円から16万5,000円を減額し、1億1,315万円とするものでございま

す。

支出、第1款資本的支出、既決予定額1億5,426万5,000円から32万9,000円を減額し、1億5,393万6,000円とするものでございます。

第4条、債務負担行為の補正につきましては、平成30年度から平成31年度の院内清掃業務委託に係る債務負担の設定でございます。

2ページをごらんください。第5条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおり補正するものでございます。企業債償還利息支払金、既決予定額1,312万2,000円から22万3,000円を減額し、1,289万9,000円、不採算地区運営補助金、既決予定額1億3,476万円に2,860万6,000円を追加し、1億6,336万6,000円、経営健全化補助金、既決予定額4,519万4,000円に41万1,000円を追加し、4,560万5,000円とするものでございます。

以下、4ページの事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金、補正予定額2,879万4,000円は、企業債利息支払金の減額、不採算地区病院運営補助金、経営健全化補助金の増額でございます。

次に、支出、款1病院事業費用、項2医業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費44万7,000円の減額補正は、平成29年度に借り入れた地方債の企業債利息を精査したものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入、款1資本的収入、項2出資金、目1出資金の16万5,000円の減額補正は、平成29年度に借り入れた地方債の企業債元金を精査したものでございます。

次に、支出、款1資本的支出、項2企業債償還金、目1企業債償還金の32万9,000円の減額補正は、平成29年度に借り入れた地方債の企業債償還金を精査したものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第12号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第13号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第13号 平成30年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度森町水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の第1款水道事業収益を既決予定額の2億9,323万1,000円に70万2,000円増額し、収入総額を2億9,393万3,000円にしようとするものでございます。

支出の第1款水道事業費用を既決予定額の3億655万1,000円を147万8,000円増額し、支出総額を3億802万9,000円にしようとするものでございます。

第3条の債務負担行為につきまして、水道事業会計予算第5条として、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載のとおり定めようとするものでございます。事項として森町浄水場運転管理及び徴収等業務委託に関する債務負担行為、期間として平成30年度から平成35年度、限度額として3億3,697万7,000円でございます。資料番号10番を提出しておりますので、ご参照願います。また、事項として平成31年度水道施設庁舎清掃業務委託に関する債務負担行為、期間として平成30年度から31年度、限度額として263万8,000円でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページ目をお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項1営業収益、目3その他の営業収益70万2,000円の増額は、水道料金並びに下水道使用料算定において元号改正に伴う水道メーター検針システム及び検針機器の改修費用が必要なため、改修費用140万4,000円の半額70万2,000円を公共下水道事業から負担金としていただくものです。

収益的収入及び支出の支出について、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費4万7,000円と目5総係費143万1,000円の増額は、人事院勧告に基づく職員給与費の補正と元号改正に伴う水道メーター検針システム及び検針機器の改修委託料の計上によるものです。

次に、債務負担行為に関する調書は、4ページに記載のとおりとなっております。

以上、説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第13号に対する質疑を行います。

○5番（山田 誠君） 1ページ目、債務負担行為でございますけれども、資料等々を見ると随意契約でやるということになっているけれども、随契にする理由、何が根拠かお願いしたい。

それと、徴収業務も入っているのだけれども、徴収業務の委託は戸別徴収収納業務とあるのだけれども、自動振りかえやっている世帯と徴収する世帯の数を教えていただきたい。

○上下水道課長（水元良文君） 山田議員の質問にお答えします。

まず、随意契約理由でございますが、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の

その他の契約で、その性質、または目的が競争入札に適しないものとして捉えております。基本的には下水道事業を平成13年度から処理場の委託しておりまして、水道事業の委託は平成16年度から行っているのですけれども、同じ会社でできるということで、人件費の縮減ができるということが始まりでやっております。以上です。

あと、口座振替等の世帯数でございますが、水道の世帯数、今約5,300世帯ありまして、銀行の口座振替が約1,130件程度、あとは納付書、切符を送って、それを指定金融機関等で支払ってもらうということになっております。徴収等業務と書いているのですけれども、徴収だけではなくて収納業務というのですか、そういう言い方のほうがしっくりくるかなと思うのですけれども。

以上です。

○5番（山田 誠君） 企業法の21条の云々で競争入札に適しないということは、一回その業者と契約したらずっといくということ。私言っているのは、金額が安くないのだ。1,000万や2,000万ならわかる。3億だ、3億。これを1業者と随契でいくということ自体おかしくない。何で競争させないの。言われるままの金額で契約するという格好になるの。何と比較して随契でいくの。その辺ははっきり言ってください。

○上下水道課長（水元良文君） 質問にお答えします。

まず、設計金額等の算出根拠ですが、日本水道協会から出されております水道施設維持管理等業務委託積算要領案から経費率を勘案して、独自に算出しております。この処理要領案のとおりともに積算して入札等も考えられますけれども、それよりも提案される見積もり等をとりましますと格安にできるということが前からわかっておりますので、それを考えて随意契約、下水道事業、水道事業を一体でできるということでやっておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○5番（山田 誠君） 協会のほうで、北海道でも道単価とかいろいろあるわけだから、それはわかる。そしたら、今課長が言うような格好で最初から格安だとわかるの。そしたら、A社よりもB社が安くなるかもわからないでしょう。それやってみないとわからないのでないの。今こういうふうに財政の危機で、下水道事業も一般会計からどんどん、どんどん繰り入れ受けているわけでしょう。だから、どこかで節約していかなければならない立場でしょう。工事やる前に格安だとどうやって判断するの。だから、さっき言ったようにその1社が決まったらもう格安になるわけ。同じような業者何社もいるでしょう、北海道に。なぜ競争やらないの。さっき言ったような21条の関係で入札に適しないということであれば、ほかの町村みんなそういうことでやっているの。例えば八雲でも長万部でもどこでも、A社ならA社と決めたらそことばかりやっているの。そこら辺お答えください。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

こういう水道施設あるいは下水道施設の委託の関係につきましては、その自治体、自治体によって契約の状況によって違いますけれども、指名競争入札あるいは随意契約でやっているところがございます。

競争入札でやろうとすることはできるのかもしれませんが、いきなり新規の委託業者が入ってきても扱っている機械あるいは電気設備等、その辺を熟知するためには1年とかそのくらい前から業務の引き継ぎが必要でございます。もしその今受けている業者ができないとなると、その機械とかをわかっている技術的なものが教えられる職員等がない状況でありますので、現在の委託受けている業者と随契することが望ましいと考えております。

○14番（松田兼宗君） まず、ちょっと聞きたいのですが、最初23年から25年の3年契約ですよね。そして、その後5年契約になっています。そして、今回も5年契約、その理由をまず教えてください。

それと、水道事業に関してこういう業務委託したというのは、平成16年からと先ほど言いましたよね。16年とすれば、その目的は当然経費的に下がるというふうな部分でやったのかなというふうに思うのだけれども、その当時と、今時間たっているからちょっとわからないかなと思うのだけれども、どの程度経費的に節約できるのか、業務委託が。それでも今日参議院で水道法の改正案が通るわけです。とすれば、今民間委託の問題とかでいろんな問題がマスコミでも取り上げて話題になっていて、いずれこの業者1社に随意契約していくと、もし民間委託するということになればこの業者しかないということになりますよね。そこまで考えているかどうか、ちょっとそういうふうに思ったりもするものだから、将来的に民間委託を考えているのかどうか、まずその3点お願いします。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

まず、3年契約、5年契約、そしてまた今回5年契約ということでございますが、大体そういう技術者の労務単価が毎年微増していく現状であります。それで、複数年契約することによってその辺の価格変動に対するものが経済的ということで、3年契約をまず2回やって、5年契約を1回、そして今回また5年契約ということで今考えております。

あと、平成16年から水道事業の委託出しているということなのですが、合併前の話にはなるのですけれども、平成15年度に機構改革で水道課と下水道課が合併しました。それで、当時水道事業の職員は多分9名から10名、下水道課の職員は7名くらいおりました。そのほかに水道事業では検針員として3名、あと夜間の監視員という形で2名か3名、そういうことを考えると相当数の上下水道の職員は直営で抱えていたと。今上下水道課は私含めて6名です。たった6人でやっています。それから考えると、金額的なものはわかりませんが、かなりな人件費は縮減できていると、そういうことでございますので、今では民間の力なくしては上下水道は運営できないと思っております。

水道法会計に伴って民営化するのかということでございますけれども、今改正になるのは水道事業の認可は自治体のままで、コンセッション方式で、要は経営権を民間にやるということを政府は通そうとしていますけれども、こういう小規模の事業にそれが果たして有利なのかどうかというところはちょっとわかりませんので、今後そういう国とか道とかの動向を注視しながら十分検討して、そういうのが必要と認められるのかどうかも考えて

経営していきたいと思っています。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 大体説明はよくわかりました。

それで、たまたまけさのテレビで見ていたら水道の話してしまして、2040年の全国の事業体の、森町も入っています、当然。その中の水道料金の推計を出しているのです。何を根拠にそれを出しているのかというのは、上下水道課のほうがわかるのだけれども、幾らかというと森町は2040年の推計が5,376円、その前が4,000円というふうに書いているのだけれども、34%の増額だというふうにこの推計を出しているのだ、この表からすると、森町は。だから、その部分の出している部分のあれというのは知っているのか。そういう数字を上下水道課のほうでは把握しているのでしょうか。それだけ最後に聞いて終わります。

○上下水道課長（水元良文君） その数字については、私どもでちょっと存じ上げておりません。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにいいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第14号 平成30年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度森町公共下水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の第1款下水道事業費用を既決予定額の4億6,900万7,000円に121万7,000円増額し、支出総額を4億7,022万4,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、支出の第1款下水道事業資本的支出

を既決予定額の３億３,３８３万９,０００円から支出総額を同額の３億３,３８３万９,０００円にしようとするものでございます。

第４条の債務負担行為につきまして、公共下水道事業会計予算第５条に定めた債務負担行為の事項、期間及び限度額を記載のとおり追加するものでございます。事項として森町森浄化センター維持管理業務委託に関する債務負担行為、期間として平成３０年度から平成３５年度、限度額として２億１,２５７万３,０００円でございます。資料番号１１番を提出しておりますので、ご参照願います。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。４ページ目をお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款１下水道事業費用、項１営業費用、目１管渠費２１万８,０００円と目４総係費９９万９,０００円の増額は、平成３０年人事院勧告に基づく職員給与費の補正と元号改正に伴う水道メーター検針システム及び検針機器の改修費用の負担金によるものです。

次に、５ページ目の資本的収入及び支出の支出についてであります。款１下水道事業資本的支出、項１建設改良費、目１下水道施設費、補正額はゼロ円ですが、職員給与費の補正、事業精査による委託料１３万９,０００円の減額と１６年目を迎えた普通自動車を廃車予定であり、それにかわる軽自動車借り上げ料と保険料の計上となったことによるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第１４号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第１４号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第１６、議案第１４号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 意見書案第１号

○議長（野村 洋君） 日程第１７、意見書案第１号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。
お諮りします。この採決は起立によって行います。
意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。
よって、日程第17、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 意見書案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第18、意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。
お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
これから意見書案第2号を採決いたします。
お諮りします。この採決は起立により行います。
意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。
よって、日程第18、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 意見書案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第19、意見書案第3号 認知症施策の推進を求める意見書を議題とします。
お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
これから意見書案第3号を採決いたします。
お諮りします。この採決は起立により行います。
意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。
よって、日程第19、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 意見書案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第20、意見書案第4号 憲法9条「改正」断念を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（野村 洋君） 起立少数であります。

よって、日程第20、意見書案第4号は、否決されました。

◎日程第21 意見書案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第21、意見書案第5号 消費税10%への増税中止を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第5号に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（野村 洋君） 起立少数であります。

よって、日程第21、意見書案第5号は、否決されました。

◎日程第22 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第22、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において

必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第２３ 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第23、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして平成30年第1回森町議会12月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、平成30年第1回森町議会12月会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

休会 午前11時54分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成30年12月5日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員